

令和 3 年 6 月 1 0 日提出

今治市議会定例会（第 4 回）議案

今治市議会定例会（第４回）議案目次

議案 番号	件名	ページ
66	令和３年度 今治市一般会計補正予算（第４号）	別 冊
67	令和３年度 今治市港湾事業特別会計補正予算（第１号）	〃
68	令和３年度 今治市国民健康保険特別会計補正予算（第１号）	〃
69	今治市執行機関の附属機関設置条例の一部を改正する条例制定について	1
70	今治市手数料条例の一部を改正する条例制定について	5
71	今治市土地開発許可等手数料条例の一部を改正する条例制定について	9
72	今治市建築関係手数料条例の一部を改正する条例制定について	17
73	財産の取得について（高規格救急自動車）	51
74	財産の取得について（大型提示装置）	55
75	今治市辺地総合整備計画の策定について	59
76	今治市辺地総合整備計画の変更について	63
77	市営土地改良事業の施行について（延喜地区）	73
78	市道の認定について	77
79	公有水面埋立てについて（大三島地区造船振興土地造成）	89

今治市執行機関の附属機関設置条例の一部を改正する条例制定について

標記条例を別紙のとおり制定する。

令和3年6月10日提出

今治市長 徳 永 繁 樹

「理 由」

今治市市民が真ん中検討委員会を設置しようとするもの。

今治市執行機関の附属機関設置条例の一部を改正する条例

今治市執行機関の附属機関設置条例（平成17年今治市条例第17号）の一部を次のように改正する。

別表市長の部に次のように加える。

今治市市民が真ん中検討委員会	政策等の形成過程における市民等の参画に関する事項についての調査、審議及び市長に対する意見の答申に関する事項	10人	2年
----------------	---	-----	----

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

「参 考」

今治市執行機関の附属機関設置条例改正条項新旧対照表

新					旧				
別表（第2条、第3条、第5条関係）					別表（第2条、第3条、第5条関係）				
附属機関の属する執行機関	附属機関	担任する事項	構成の数の定限	任期	附属機関の属する執行機関	附属機関	担任する事項	構成の数の定限	任期
市長					市長				
	今治市市民が真ん中検討委員会	政策等の形成過程における市民等の参画に関する事項についての調査、審議及び市長に対する意見の答申に関する事項	10人	2年					
教育委員会	今治市学校給食運営審議会	学校給食に関する事項についての調査、審議及び意見の答申に関する事項	20人	2年	教育委員会	今治市学校給食運営審議会	学校給食に関する事項についての調査、審議及び意見の答申に関する事項	20人	2年

今治市手数料条例の一部を改正する条例制定について

標記条例を別紙のとおり制定する。

令和3年6月10日提出

今治市長 徳 永 繁 樹

「理 由」

個人番号カード再交付手数料を廃止しようとするもの。

今治市手数料条例の一部を改正する条例

今治市手数料条例（平成17年今治市条例第65号）の一部を次のように改正する。

第2条第11号中「個人番号カード再交付手数料 1件につき 800円」を「削除」に改める。

附 則

この条例は、令和3年9月1日から施行する。

「参 考」

今治市手数料条例改正条項新旧対照表

新	旧
(手数料) 第2条 手数料は、次の各号に掲げる事務につき、当該各号に掲げる額とする。 (1) ～ (10) 略 (11) <u>削除</u> (12) ～ (42) 略	(手数料) 第2条 手数料は、次の各号に掲げる事務につき、当該各号に掲げる額とする。 (1) ～ (10) 略 (11) <u>個人番号カード再交付手数料 1件につき 800円</u> (12) ～ (42) 略

今治市土地開発許可等手数料条例の一部を改正する条例制定について

標記条例を別紙のとおり制定する。

令和3年6月10日提出

今治市長 徳 永 繁 樹

「理 由」

手数料を改定しようとするもの。

今治市土地開発許可等手数料条例の一部を改正する条例

今治市土地開発許可等手数料条例(平成17年今治市条例第69号)の一部を次のように改正する。

第2条第1号中「890,000円」を「900,000円」に改め、同条第2号ア中「44,000円」を「45,000円」に、「220,000円」を「230,000円」に改め、同号イ中「66,000円」を「67,000円」に改め、同号ウ中「890,000円」を「900,000円」に改め、同条第3号中「89万円」を「90万円」に改める。

附 則

(施行期日)

- 1 この条例は、令和3年7月1日から施行する。

(適用区分)

- 2 この条例による改正後の今治市土地開発許可等手数料条例第2条の規定は、この条例の施行の日以後の申請に係るものについて適用し、同日前の申請に係るものについては、なお従前の例による。

「参 考」

今治市土地開発許可等手数料条例改正条項新旧対照表

新	旧
(手数料)	(手数料)
第2条 手数料は、次の各号に掲げる事務につき、当該各号に掲げる額とする。	第2条 手数料は、次の各号に掲げる事務につき、当該各号に掲げる額とする。
(1) 優良宅地造成認定申請手数料	(1) 優良宅地造成認定申請手数料
造成宅地の面積が0.1ヘクタール未満 1件につき 89,000円	造成宅地の面積が0.1ヘクタール未満 1件につき 89,000円
造成宅地の面積が0.1ヘクタール以上 0.3ヘクタール未満 1件につき 130,000円	造成宅地の面積が0.1ヘクタール以上 0.3ヘクタール未満 1件につき 130,000円
造成宅地の面積が0.3ヘクタール以上 0.6ヘクタール未満 1件につき 200,000円	造成宅地の面積が0.3ヘクタール以上 0.6ヘクタール未満 1件につき 200,000円
造成宅地の面積が0.6ヘクタール以上1 ヘクタール未満 1件につき 270,000円	造成宅地の面積が0.6ヘクタール以上1 ヘクタール未満 1件につき 270,000円
造成宅地の面積が1ヘクタール以上3 ヘクタール未満 1件につき 400,000円	造成宅地の面積が1ヘクタール以上3 ヘクタール未満 1件につき 400,000円
造成宅地の面積が3ヘクタール以上6 ヘクタール未満 1件につき 520,000円	造成宅地の面積が3ヘクタール以上6 ヘクタール未満 1件につき 520,000円
造成宅地の面積が6ヘクタール以上10 ヘクタール未満 1件につき 680,000円	造成宅地の面積が6ヘクタール以上10 ヘクタール未満 1件につき 680,000円
造成宅地の面積が10ヘクタール以上 1件につき <u>900,000円</u>	造成宅地の面積が10ヘクタール以上 1件につき <u>890,000円</u>
(2) 開発行為許可申請手数料	(2) 開発行為許可申請手数料
ア 主として自己の住居の用に供する住	ア 主として自己の住居の用に供する住

宅の建築の用に供する目的で行う開発行為の場合

開発区域の面積が0.1ヘクタール未満

1件につき 8,800円

開発区域の面積が0.1ヘクタール以上0.3ヘクタール未満 1件につき

22,000円

開発区域の面積が0.3ヘクタール以上0.6ヘクタール未満 1件につき

45,000円

開発区域の面積が0.6ヘクタール以上1ヘクタール未満 1件につき

89,000円

開発区域の面積が1ヘクタール以上3ヘクタール未満 1件につき

130,000円

開発区域の面積が3ヘクタール以上6ヘクタール未満 1件につき

180,000円

開発区域の面積が6ヘクタール以上10ヘクタール未満 1件につき

230,000円

開発区域の面積が10ヘクタール以上

1件につき 310,000円

イ 主として住宅以外の建築物で自己の業務の用に供するものの建築又は自己の業務の用に供する特定工作物の建設の用に供する目的で行う開発行為の場合

開発区域の面積が0.1ヘクタール未満

1件につき 14,000円

開発区域の面積が0.1ヘクタール以上

宅の建築の用に供する目的で行う開発行為の場合

開発区域の面積が0.1ヘクタール未満

1件につき 8,800円

開発区域の面積が0.1ヘクタール以上0.3ヘクタール未満 1件につき

22,000円

開発区域の面積が0.3ヘクタール以上0.6ヘクタール未満 1件につき

44,000円

開発区域の面積が0.6ヘクタール以上1ヘクタール未満 1件につき

89,000円

開発区域の面積が1ヘクタール以上3ヘクタール未満 1件につき

130,000円

開発区域の面積が3ヘクタール以上6ヘクタール未満 1件につき

180,000円

開発区域の面積が6ヘクタール以上10ヘクタール未満 1件につき

220,000円

開発区域の面積が10ヘクタール以上

1件につき 310,000円

イ 主として住宅以外の建築物で自己の業務の用に供するものの建築又は自己の業務の用に供する特定工作物の建設の用に供する目的で行う開発行為の場合

開発区域の面積が0.1ヘクタール未満

1件につき 14,000円

開発区域の面積が0.1ヘクタール以上

0.3ヘクタール未満 1件につき
31,000円

開発区域の面積が0.3ヘクタール以上
0.6ヘクタール未満 1件につき
67,000円

開発区域の面積が0.6ヘクタール以上1
ヘクタール未満 1件につき
120,000円

開発区域の面積が1ヘクタール以上3
ヘクタール未満 1件につき
210,000円

開発区域の面積が3ヘクタール以上6
ヘクタール未満 1件につき
280,000円

開発区域の面積が6ヘクタール以上10
ヘクタール未満 1件につき
350,000円

開発区域の面積が10ヘクタール以上
1件につき 490,000円

ウ その他の開発行為の場合

開発区域の面積が0.1ヘクタール未満
1件につき 89,000円

開発区域の面積が0.1ヘクタール以上
0.3ヘクタール未満 1件につき
130,000円

開発区域の面積が0.3ヘクタール以上
0.6ヘクタール未満 1件につき
200,000円

開発区域の面積が0.6ヘクタール以上1
ヘクタール未満 1件につき
270,000円

開発区域の面積が1ヘクタール以上3

0.3ヘクタール未満 1件につき
31,000円

開発区域の面積が0.3ヘクタール以上
0.6ヘクタール未満 1件につき
66,000円

開発区域の面積が0.6ヘクタール以上1
ヘクタール未満 1件につき
120,000円

開発区域の面積が1ヘクタール以上3
ヘクタール未満 1件につき
210,000円

開発区域の面積が3ヘクタール以上6
ヘクタール未満 1件につき
280,000円

開発区域の面積が6ヘクタール以上10
ヘクタール未満 1件につき
350,000円

開発区域の面積が10ヘクタール以上
1件につき 490,000円

ウ その他の開発行為の場合

開発区域の面積が0.1ヘクタール未満
1件につき 89,000円

開発区域の面積が0.1ヘクタール以上
0.3ヘクタール未満 1件につき
130,000円

開発区域の面積が0.3ヘクタール以上
0.6ヘクタール未満 1件につき
200,000円

開発区域の面積が0.6ヘクタール以上1
ヘクタール未満 1件につき
270,000円

開発区域の面積が1ヘクタール以上3

ヘクタール未満 1 件につき

400,000円

開発区域の面積が3ヘクタール以上6

ヘクタール未満 1 件につき

520,000円

開発区域の面積が6ヘクタール以上10

ヘクタール未満 1 件につき

680,000円

開発区域の面積が10ヘクタール以上

1 件につき 900,000円

(3) 開発行為変更許可申請手数料

変更許可申請1件につき、次に掲げる額を合算した額。ただし、その額が90万円を超えるときは、手数料の額は90万円とする。

ア～ウ 略

(4) ～ (9) 略

ヘクタール未満 1 件につき

400,000円

開発区域の面積が3ヘクタール以上6

ヘクタール未満 1 件につき

520,000円

開発区域の面積が6ヘクタール以上10

ヘクタール未満 1 件につき

680,000円

開発区域の面積が10ヘクタール以上

1 件につき 890,000円

(3) 開発行為変更許可申請手数料

変更許可申請1件につき、次に掲げる額を合算した額。ただし、その額が89万円を超えるときは、手数料の額は89万円とする。

ア～ウ 略

(4) ～ (9) 略

今治市建築関係手数料条例の一部を改正する条例制定について

標記条例を別紙のとおり制定する。

令和3年6月10日提出

今治市長 徳 永 繁 樹

「理 由」

手数料を改定し、その他所要の改正をしようとするもの。

今治市建築関係手数料条例の一部を改正する条例

今治市建築関係手数料条例（平成17年今治市条例第70号）の一部を次のように改正する。

第2条第1項の表中「50,000円」を「51,000円」に、「71,000円」を「72,000円」に、「352,000円」を「353,000円」に、「682,000円」を「683,000円」に改める。

第3条第1項中「法第87条の2」を「法第87条の4」に改める。

第4条第1項の表中「267,000円」を「268,000円」に、「527,000円」を「528,000円」に改める。

第5条第1項中「法第87条の2」を「法第87条の4」に、「12,000円」を「13,000円」に改める。

第6条第1項の表中「49,000円」を「50,000円」に、「262,000円」を「263,000円」に、「522,000円」を「523,000円」に改める。

第8条の表中「73,000円」を「74,000円」に、「550,000円」を「551,000円」に改める。

第9条第1項中「法第87条の2」を「法第87条の4」に改める。

第10条第1号中「135,000円」を「136,000円」に改め、同条第2号中「道」を「道路」に改め、同条第8号中「200,000円」を「201,000円」に改め、同条第18号中「88,000円」を「89,000円」に改め、同条第41号中「135,000円」を「136,000円」に改め、同条第43号及び第44号中「88,000円」を「89,000円」に改め、同条第45号中「総合的設計」の前に「広い空地を有する」を加え、「269,000円」を「271,000円」に改め、同条第46号中「既存建築物」の前に「広い空地を有する」を加え、「269,000円」を「271,000円」に改め、同条第47号中「同一敷地内認定建築物」を「一敷地内認定建築物」に、「88,000円」を「89,000円」に改め、同条第48号中「同一敷地内認定建築物」を「一敷地内認定建築物」に、「269,000円」を「271,000円」に改め、同条第49号中「同一敷地内許可建築物」を「一敷地内許可建築物」に、「269,000円」を「271,000円」に改め、同条第54号中「建築物用途変更」の次に「興行場等使用」を加え、「135,000円」を「136,000円」に改め、同条第56号アの表中「11,700円」を「12,800円」に、「17,700円」を「19,600円」に、「51,200円」を「56,500円」に、「22,900円」を「25,100円」に、「39,000円」を「43,200円」に、「120,600円」を「133,100円」に、「37,700円」を「41,400円」に、「61,700円」を「68,500円」に、「192,300円」を「212,200円」に、「67,200円」を「73,300円」に、「114,900円」を「126,900円」に、「385,200円」を「424,900円」に、「101,900円」を「111,700円」に、「183,300円」を「203,500円」に、「676,600円」を「746,900円」に、「163,300円」を「179,000円」に、「303,900円」を「337,600円」に、「1,161,400円」を「1,282,300円」に、「255,600円」を「280,900円」に、「527,700円」を「588,200円」に、「2,125,500円」を「2,347,900円」に、「313,000円」を

「344,400円」に、「717,700円」を「801,100円」に、「3,025,100円」を「3,342,400円」に改め、同号イの表中「15,100円」を「16,900円」に、「73,600円」を「82,400円」に、「28,200円」を「31,500円」に、「172,800円」を「193,500円」に、「47,500円」を「53,200円」に、「276,400円」を「309,600円」に、「75,100円」を「84,100円」に、「545,900円」を「611,400円」に、「127,000円」を「142,100円」に、「977,500円」を「1,094,900円」に、「203,200円」を「227,400円」に、「1,680,500円」を「1,882,300円」に、「341,300円」を「382,000円」に、「3,109,100円」を「3,482,500円」に、「428,600円」を「479,500円」に、「4,443,000円」を「4,976,500円」に改め、同条第58号アの表中「5,500円」を「6,100円」に、「37,800円」を「41,700円」に、「10,800円」を「11,900円」に、「76,000円」を「83,900円」に、「18,200円」を「20,100円」に、「106,900円」を「118,000円」に、「30,100円」を「33,200円」に、「150,300円」を「166,000円」に、「50,300円」を「55,500円」に、「215,900円」を「238,400円」に、「89,900円」を「99,300円」に、「309,700円」を「342,100円」に、「142,700円」を「157,600円」に、「420,400円」を「464,300円」に、「181,400円」を「200,400円」に、「552,100円」を「609,800円」に、「195,200円」を「215,600円」に、「649,400円」を「717,300円」に、「10,700円」を「11,800円」に、「119,900円」を「132,300円」に、「29,700円」を「32,800円」に、「197,500円」を「218,100円」に、「88,300円」を「97,500円」に、「307,300円」を「339,500円」に、「139,600円」を「154,200円」に、「394,500円」を「435,800円」に、「176,200円」を「194,600円」に、「471,400円」を「520,700円」に、「220,200円」を「243,200円」に、「549,100円」を「606,500円」に改め、同号イの表中「10,700円」を「11,800円」に、「264,300円」を「291,700円」に、「105,500円」を「105,600円」に、「29,700円」を「32,800円」に、「420,900円」を「464,900円」に、「176,500円」を「176,800円」に、「88,300円」を「97,500円」に、「598,800円」を「661,500円」に、「285,600円」を「286,100円」に、「139,600円」を「154,200円」に、「734,300円」を「811,200円」に、「372,900円」を「373,500円」に、「176,200円」を「194,600円」に、「865,500円」を「956,100円」に、「448,000円」を「448,700円」に、「220,200円」を「243,200円」に、「987,800円」を「1,091,200円」に、「525,500円」を「526,400円」に改め、同条第60号アの表中「52,100円」を「52,200円」に、「45,700円」を「45,800円」に、「123,200円」を「123,400円」に、「115,200円」を「115,300円」に、「182,200円」を「182,500円」に、「173,300円」を「173,600円」に、「225,000円」を「225,400円」に、「215,300円」を「215,700円」に、「278,300円」を「278,800円」に、「267,000円」を「267,500円」に改め、同号イの表中「444,700円」を「445,500円」に、「176,500円」を「176,800円」に、「45,700円」を「45,800円」に、「634,600円」を「635,600円」に、「285,600円」を「286,100円」に、「115,200円」を「115,300円」に、「781,600円」を「782,900円」に、「372,900円」を「373,500円」に、「173,300円」を「173,600円」に、「923,800円」を「925,300円」に、「448,000円」を

「448,700円」に、「215,300円」を「215,700円」に、「1,053,900円」を「1,055,600円」に、「525,500円」を「526,400円」に、「267,000円」を「267,500円」に改め、同条第63号ア（ア）の表中「5,500円」を「6,100円」に、「37,300円」を「41,700円」に、「41,600円」を「46,600円」に、「10,700円」を「11,900円」に、「75,000円」を「83,900円」に、「22,300円」を「24,900円」に、「124,900円」を「139,800円」に、「49,500円」を「55,300円」に、「212,700円」を「238,200円」に、「88,600円」を「99,000円」に、「305,300円」を「341,700円」に改め、同号イの表中「10,600円」を「11,800円」に、「246,000円」を「275,600円」に、「94,300円」を「105,600円」に、「29,300円」を「32,800円」に、「397,700円」を「445,500円」に、「157,900円」を「176,800円」に、「87,100円」を「97,500円」に、「567,500円」を「635,600円」に、「255,400円」を「286,100円」に、「137,700円」を「154,200円」に、「698,900円」を「782,900円」に、「333,400円」を「373,500円」に、「173,800円」を「194,600円」に、「826,100円」を「925,300円」に、「400,600円」を「448,700円」に、「217,100円」を「243,200円」に、「942,400円」を「1,055,600円」に、「470,000円」を「526,400円」に改め、同条第65号アの表中「5,500円」を「6,100円」に、「37,300円」を「41,700円」に、「19,200円」を「21,500円」に、「41,600円」を「46,600円」に、「20,700円」を「23,100円」に、「10,700円」を「11,900円」に、「75,000円」を「83,900円」に、「35,900円」を「40,200円」に、「22,300円」を「24,900円」に、「124,900円」を「139,800円」に、「62,100円」を「69,400円」に、「49,500円」を「55,300円」に、「212,700円」を「238,200円」に、「112,300円」を「125,700円」に、「88,600円」を「99,000円」に、「305,300円」を「341,700円」に、「170,200円」を「190,400円」に改め、同号イの表中「10,600円」を「11,800円」に、「246,000円」を「275,600円」に、「94,300円」を「105,600円」に、「29,300円」を「32,800円」に、「397,700円」を「445,500円」に、「157,900円」を「176,800円」に、「87,100円」を「97,500円」に、「567,500円」を「635,600円」に、「255,400円」を「286,100円」に、「137,700円」を「154,200円」に、「698,900円」を「782,900円」に、「333,400円」を「373,500円」に、「173,800円」を「194,600円」に、「826,100円」を「925,300円」に、「400,600円」を「448,700円」に、「217,100円」を「243,200円」に、「942,400円」を「1,055,600円」に、「470,000円」を「526,400円」に改める。

附 則

（施行期日）

- 1 この条例は、令和3年7月1日から施行する。

（適用区分）

- 2 この条例による改正後の今治市建築関係手数料条例の規定は、この条例の施行の日以後の申請に係る手数料について適用し、同日前の申請に係る手数料については、なお従前の例による。

「参 考」

今治市建築関係手数料条例改正条項新旧対照表

新	旧																								
(建築物に関する確認申請手数料) 第2条 建築基準法(昭和25年法律第201号。以下「法」という。)第6条第1項(法第87条第1項において準用する場合を含む。)に規定する確認申請手数料の額は、確認申請1件につき、次の表に掲げるとおりとする。 <table> <tr> <th>床面積の合計</th><th>手数料の額</th></tr> <tr> <td>500平方メートルを超え、1,000平方メートル以内のもの</td><td>51,000円</td></tr> <tr> <td>1,000平方メートルを超え、2,000平方メートル以内のもの</td><td>72,000円</td></tr> <tr> <td>2,000平方メートルを超え、1万平方メートル以内のもの</td><td>209,000円</td></tr> <tr> <td>1万平方メートルを超え、5万平方メートル以内のもの</td><td>353,000円</td></tr> <tr> <td>5万平方メートルを超えるもの</td><td>683,000円</td></tr> </table> 2 略 (建築設備及び工作物に関する確認申請手数料) 第3条 <u>法第87条の4</u>に規定する確認申請手数料の額は、次の各号に掲げる場合の区分に応じ、当該各号に定める額とする。 (1) ～ (2) 略 2 略 (建築物に関する完了検査申請手数料)	床面積の合計	手数料の額	500平方メートルを超え、1,000平方メートル以内のもの	51,000円	1,000平方メートルを超え、2,000平方メートル以内のもの	72,000円	2,000平方メートルを超え、1万平方メートル以内のもの	209,000円	1万平方メートルを超え、5万平方メートル以内のもの	353,000円	5万平方メートルを超えるもの	683,000円	(建築物に関する確認申請手数料) 第2条 建築基準法(昭和25年法律第201号。以下「法」という。)第6条第1項(法第87条第1項において準用する場合を含む。)に規定する確認申請手数料の額は、確認申請1件につき、次の表に掲げるとおりとする。 <table> <tr> <th>床面積の合計</th><th>手数料の額</th></tr> <tr> <td>500平方メートルを超え、1,000平方メートル以内のもの</td><td>50,000円</td></tr> <tr> <td>1,000平方メートルを超え、2,000平方メートル以内のもの</td><td>71,000円</td></tr> <tr> <td>2,000平方メートルを超え、1万平方メートル以内のもの</td><td>209,000円</td></tr> <tr> <td>1万平方メートルを超え、5万平方メートル以内のもの</td><td>352,000円</td></tr> <tr> <td>5万平方メートルを超えるもの</td><td>682,000円</td></tr> </table> 2 略 (建築設備及び工作物に関する確認申請手数料) 第3条 <u>法第87条の2</u>に規定する確認申請手数料の額は、次の各号に掲げる場合の区分に応じ、当該各号に定める額とする。 (1) ～ (2) 略 2 略 (建築物に関する完了検査申請手数料)	床面積の合計	手数料の額	500平方メートルを超え、1,000平方メートル以内のもの	50,000円	1,000平方メートルを超え、2,000平方メートル以内のもの	71,000円	2,000平方メートルを超え、1万平方メートル以内のもの	209,000円	1万平方メートルを超え、5万平方メートル以内のもの	352,000円	5万平方メートルを超えるもの	682,000円
床面積の合計	手数料の額																								
500平方メートルを超え、1,000平方メートル以内のもの	51,000円																								
1,000平方メートルを超え、2,000平方メートル以内のもの	72,000円																								
2,000平方メートルを超え、1万平方メートル以内のもの	209,000円																								
1万平方メートルを超え、5万平方メートル以内のもの	353,000円																								
5万平方メートルを超えるもの	683,000円																								
床面積の合計	手数料の額																								
500平方メートルを超え、1,000平方メートル以内のもの	50,000円																								
1,000平方メートルを超え、2,000平方メートル以内のもの	71,000円																								
2,000平方メートルを超え、1万平方メートル以内のもの	209,000円																								
1万平方メートルを超え、5万平方メートル以内のもの	352,000円																								
5万平方メートルを超えるもの	682,000円																								

第4条 法第7条第1項に規定する完了検査申請手数料の額は、完了検査申請1件につき、次の表に掲げるとおりとする。

床面積の合計	手数料の額

1万平方メートルを超え、5万平方メートル以内のもの	<u>268,000円</u>
5万平方メートルを超えるもの	<u>528,000円</u>

2 略

（建築設備及び工作物に関する完了検査申請手数料）

第5条 法第87条の4に規定する完了検査申請手数料の額は、20,000円（小荷物専用昇降機については13,000円）とする。

2 略

（中間検査を行った建築物に関する完了検査申請手数料）

第6条 法第7条の3第1項の規定により中間検査を行った建築物の完了検査申請手数料の額は、完了検査申請1件につき、次の表に掲げるとおりとする。

床面積の合計	手数料の額

500平方メートルを超え、1,000平方メートル以内のもの	<u>50,000円</u>

1万平方メートルを超え、5万平方メートル以内のもの	<u>263,000円</u>
5万平方メートルを超えるもの	<u>523,000円</u>

第4条 法第7条第1項に規定する完了検査申請手数料の額は、完了検査申請1件につき、次の表に掲げるとおりとする。

床面積の合計	手数料の額

1万平方メートルを超え、5万平方メートル以内のもの	<u>267,000円</u>
5万平方メートルを超えるもの	<u>527,000円</u>

2 略

（建築設備及び工作物に関する完了検査申請手数料）

第5条 法第87条の2に規定する完了検査申請手数料の額は、20,000円（小荷物専用昇降機については12,000円）とする。

2 略

（中間検査を行った建築物に関する完了検査申請手数料）

第6条 法第7条の3第1項の規定により中間検査を行った建築物の完了検査申請手数料の額は、完了検査申請1件につき、次の表に掲げるとおりとする。

床面積の合計	手数料の額

500平方メートルを超え、1,000平方メートル以内のもの	<u>49,000円</u>

1万平方メートルを超え、5万平方メートル以内のもの	<u>262,000円</u>
5万平方メートルを超えるもの	<u>522,000円</u>

2 略

(建築物に関する中間検査申請手数料)

第8条 法第7条の3第1項に規定する中間検査申請手数料の額は、中間検査を行う部分の区分に応じ、次の表に掲げるとおりとする。

床面積の合計	手数料の額

1,000平方メートルを超え、2,000平方メートル以内のもの	74,000円

5万平方メートルを超えるもの	551,000円
----------------	----------

(建築設備及び工作物に関する中間検査申請手数料)

第9条 法第87条の4に規定する中間検査申請手数料の額は、18,000円(小荷物専用昇降機については12,000円)とする。

2 略

(その他手数料)

第10条 第2条から前条までの規定以外の手数は、次の各号に掲げる事務につき、1件につきそれぞれ当該各号に掲げる額とする。

(1) 検査済証の交付を受ける前における建築物等の仮使用認定申請手数料 136,000円

(2) 建築物の敷地と道路との関係の建築認定申請手数料 31,000円

(3) ～ (7) 略

(8) 用途地域等における建築等許可申請

2 略

(建築物に関する中間検査申請手数料)

第8条 法第7条の3第1項に規定する中間検査申請手数料の額は、中間検査を行う部分の区分に応じ、次の表に掲げるとおりとする。

床面積の合計	手数料の額

1,000平方メートルを超え、2,000平方メートル以内のもの	73,000円

5万平方メートルを超えるもの	550,000円
----------------	----------

(建築設備及び工作物に関する中間検査申請手数料)

第9条 法第87条の2に規定する中間検査申請手数料の額は、18,000円(小荷物専用昇降機については12,000円)とする。

2 略

(その他手数料)

第10条 第2条から前条までの規定以外の手数は、次の各号に掲げる事務につき、1件につきそれぞれ当該各号に掲げる額とする。

(1) 検査済証の交付を受ける前における建築物等の仮使用認定申請手数料 135,000円

(2) 建築物の敷地と道路との関係の建築認定申請手数料 31,000円

(3) ～ (7) 略

(8) 用途地域等における建築等許可申請

手数料 201,000円（利害関係を有する者の意見の聴取及び建築審査会の同意の取得を要しない場合は132,000円、建築審査会の同意の取得を要しない場合は169,000円）

(9) ～ (17) 略

(18) 特例容積率適用地区における建築物の特例容積率の限度の指定申請手数料

建築物の敷地の数が2である場合
89,000円

建築物の敷地の数が3以上である場合
89,000円に2を超える建築物の敷地の数に32,000円を乗じて得た額を加算した金額

(19) ～ (40) 略

(41) 仮設興行場等建築許可申請手数料
136,000円

(42) 略

(43) 総合的設計による一団地の建築物の特例認定申請手数料

建築物の数が1又は2である場合
89,000円

建築物の数が3以上である場合
89,000円に2を超える建築物の数に32,000円を乗じて得た額を加算した額

(44) 既存建築物を前提とした総合的設計による建築物の特例認定申請手数料

建築物（既存建築物を除く。以下この号において同じ。）の数が1である場合 89,000円

手数料 200,000円（利害関係を有する者の意見の聴取及び建築審査会の同意の取得を要しない場合は132,000円、建築審査会の同意の取得を要しない場合は169,000円）

(9) ～ (17) 略

(18) 特例容積率適用地区における建築物の特例容積率の限度の指定申請手数料

建築物の敷地の数が2である場合
88,000円

建築物の敷地の数が3以上である場合
88,000円に2を超える建築物の敷地の数に32,000円を乗じて得た額を加算した金額

(19) ～ (40) 略

(41) 仮設興行場等建築許可申請手数料
135,000円

(42) 略

(43) 総合的設計による一団地の建築物の特例認定申請手数料

建築物の数が1又は2である場合
88,000円

建築物の数が3以上である場合
88,000円に2を超える建築物の数に32,000円を乗じて得た額を加算した額

(44) 既存建築物を前提とした総合的設計による建築物の特例認定申請手数料

建築物（既存建築物を除く。以下この号において同じ。）の数が1である場合 88,000円

建築物の数が2以上である場合 89,000
円に1を超える建築物の数に32,000円を乗
じて得た額を加算した額

(45) 広い空地を有する総合的設計による
一団地の建築物の容積率又は各部分の高
さの特例許可申請手数料

建築物の数が1又は2である場合
271,000円

建築物の数が3以上である場合 271,000
円に2を超える建築物の数に32,000円を乗
じて得た額を加算した額

(46) 広い空地を有する既存建築物を前提
とした総合的設計による一団地の建築物
の容積率又は各部分の高さの特例許可申
請手数料

建築物（既存建築物を除く。以下この号に
おいて同じ。）の数が1である場合 271,000
円

建築物の数が2以上である場合 271,000
円に1を超える建築物の数に32,000円を乗
じて得た額を加算した額

(47) 一敷地内認定建築物以外の建築物
の建築認定申請手数料

建築物（一敷地内認定建築物を除く。
以下この号において同じ。）の数が1であ
る場合 89,000円

建築物の数が2以上である場合 89,000
円に1を超える建築物の数に32,000円を乗
じて得た額を加算した額

(48) 一敷地内認定建築物以外の建築物
の容積率又は各部分の高さの特例許可申
請手数料

建築物の数が2以上である場合 88,000
円に1を超える建築物の数に32,000円を乗
じて得た額を加算した額

(45) _____ 総合的設計による
一団地の建築物の容積率又は各部分の高
さの特例許可申請手数料

建築物の数が1又は2である場合
269,000円

建築物の数が3以上である場合 269,000
円に2を超える建築物の数に32,000円を乗
じて得た額を加算した額

(46) _____ 既存建築物を前提
とした総合的設計による一団地の建築物
の容積率又は各部分の高さの特例許可申
請手数料

建築物（既存建築物を除く。以下この号に
おいて同じ。）の数が1である場合 269,000
円

建築物の数が2以上である場合 269,000
円に1を超える建築物の数に32,000円を乗
じて得た額を加算した額

(47) 同一敷地内認定建築物以外の建築物
の建築認定申請手数料

建築物（同一敷地内認定建築物を除く。
以下この号において同じ。）の数が1であ
る場合 88,000円

建築物の数が2以上である場合 88,000
円に1を超える建築物の数に32,000円を乗
じて得た額を加算した額

(48) 同一敷地内認定建築物以外の建築物
の容積率又は各部分の高さの特例許可申
請手数料

建築物（一敷地内認定建築物を除く。
以下この号において同じ。）の数が1である
場合 271,000円

建築物の数が2以上である場合 271,000
円に1を超える建築物の数に32,000円を乗
じて得た額を加算した額

(49) 一敷地内許可建築物以外の建築物
の建築許可申請手数料

建築物（一敷地内許可建築物を除く。
以下この号において同じ。）の数が1である
場合 271,000円

建築物の数が2以上である場合 271,000
円に1を超える建築物の数に32,000円を乗
じて得た額を加算した額

(50) ～ (53) 略

(54) 建築物用途変更興行場等使用許可申
請手数料 136,000円（建築物の用途を変
更して特別興行場等とする場合は182,000
円）

(55) 略

(56) 長期優良住宅建築等計画認定申請手
数料

長期優良住宅建築等計画認定申請手数料
は、次のとおりとする（当該金額に100
円未満の端数があるときは、これを四捨五
入する。）。ただし、長期優良住宅の普及
の促進に関する法律（平成20年法律第87
号）第6条第2項の規定により法第6条第
1項に規定する建築基準関係規定に適合
するかどうかの審査を申し出る場合は、第
2条及び第3条に定める手数料の額を加

建築物（同一敷地内認定建築物を除く。
以下この号において同じ。）の数が1であ
る場合 269,000円

建築物の数が2以上である場合 269,000
円に1を超える建築物の数に32,000円を乗
じて得た額を加算した額

(49) 同一敷地内許可建築物以外の建築物
の建築許可申請手数料

建築物（同一敷地内許可建築物を除く。
以下この号において同じ。）の数が1であ
る場合 269,000円

建築物の数が2以上である場合 269,000
円に1を超える建築物の数に32,000円を乗
じて得た額を加算した額

(50) ～ (53) 略

(54) 建築物用途変更_____許可申
請手数料 135,000円（建築物の用途を変
更して特別興行場等とする場合は182,000
円）

(55) 略

(56) 長期優良住宅建築等計画認定申請手
数料

長期優良住宅建築等計画認定申請手数料
は、次のとおりとする（当該金額に100
円未満の端数があるときは、これを四捨五
入する。）。ただし、長期優良住宅の普及
の促進に関する法律（平成20年法律第87
号）第6条第2項の規定により法第6条第
1項に規定する建築基準関係規定に適合
するかどうかの審査を申し出る場合は、第
2条及び第3条に定める手数料の額を加

えた額とする。

ア 住宅を新築する場合 次の表に定める額

区分	長期優良住宅の普及の促進に関する法律第6条第1項各号に規定する基準の適合性に関し、住宅の品質確保の促進等に関する法律（平成11年法律第81号）第5条第1項に規定する登録住宅性能評価機関（以下「登録住宅性能評価機関」という。）の適合証の	評価方法 基準（平成13年国土交通省告示第1347号）のうち、長期使用構造等とすること、及び維持保全の方法の基準（平成21年国土交通省告示第209号）の中で用いられていることが表示された登録住宅性能評価機	左記以外 の場合
----	---	---	-------------

えた額とする。

ア 住宅を新築する場合 次の表に定める額

区分	長期優良住宅の普及の促進に関する法律第6条第1項各号に規定する基準の適合性に関し、住宅の品質確保の促進等に関する法律（平成11年法律第81号）第5条第1項に規定する登録住宅性能評価機関（以下「登録住宅性能評価機関」という。）の適合証の	評価方法 基準（平成13年国土交通省告示第1347号）のうち、長期使用構造等とすること、及び維持保全の方法の基準（平成21年国土交通省告示第209号）の中で用いられていることが表示された登録住宅性能評価機	左記以外 の場合
----	---	---	-------------

		交付を受けている 場合	関の設計 住宅性能 評価書の 交付を受 けている 場合	
1戸建ての 住宅		<u>12,800円</u>	<u>19,600円</u>	<u>56,500円</u>
共同住宅等 （共同1 戸建ての住宅 以外の住宅を いう。以下同 じ。）	総戸 数が 1	<u>12,800円</u>	<u>19,600円</u>	<u>56,500円</u>
住宅、長屋その他1戸建ての住宅	総戸 数が 2以上5 以下	<u>25,100円</u>	<u>43,200円</u>	<u>133,100円</u>
以外の住宅を いう。以下同 じ。）	総戸 数が 6以上10 以下	<u>41,400円</u>	<u>68,500円</u>	<u>212,200円</u>
1戸につき 右に掲げる区 分に応じ、そ れぞれに定め る額を同時に	総戸 数が 11以上25 以下	<u>73,300円</u>	<u>126,900 円</u>	<u>424,900円</u>
	総戸 数が 26以上50 以下	<u>111,700円</u>	<u>203,500 円</u>	<u>746,900円</u>

		交付を受けている 場合	関の設計 住宅性能 評価書の 交付を受 けている 場合	
1戸建ての 住宅		<u>11,700円</u>	<u>17,700円</u>	<u>51,200円</u>
共同住宅等 （共同1 戸建ての住宅 以外の住宅を いう。以下同 じ。）	総戸 数が 1	<u>11,700円</u>	<u>17,700円</u>	<u>51,200円</u>
住宅、長屋その他1戸建ての住宅	総戸 数が 2以上5 以下	<u>22,900円</u>	<u>39,000円</u>	<u>120,600円</u>
以外の住宅を いう。以下同 じ。）	総戸 数が 6以上10 以下	<u>37,700円</u>	<u>61,700円</u>	<u>192,300円</u>
1戸につき 右に掲げる区 分に応じ、そ れぞれに定め る額を同時に	総戸 数が 11以上25 以下	<u>67,200円</u>	<u>114,900 円</u>	<u>385,200円</u>
	総戸 数が 26以上50 以下	<u>101,900円</u>	<u>183,300 円</u>	<u>676,600円</u>

申請する住戸の数で除して得た金額	総戸数が51以上100以下	179,000円	337,600円	1,282,300円
	総戸数が101以上200以下	280,900円	588,200円	2,347,900円
	総戸数が201以上	344,400円	801,100円	3,342,400円

イ 既存住宅を増築又は改築する場合
次の表に定める額

区分	長期優良住宅の普及の促進に関する法律第6条第1項各号に規定する基準の適合性に関し、登録住宅性能評価機関の適合証の交付を受けている場合	左記以外の場合

申請する住戸の数で除して得た金額	総戸数が51以上100以下	163,300円	303,900円	1,161,400円
	総戸数が101以上200以下	255,600円	527,700円	2,125,500円
	総戸数が201以上	313,000円	717,700円	3,025,100円

イ 既存住宅を増築又は改築する場合
次の表に定める額

区分	長期優良住宅の普及の促進に関する法律第6条第1項各号に規定する基準の適合性に関し、登録住宅性能評価機関の適合証の交付を受けている場合	左記以外の場合

1戸建ての住宅		16,900円	82,400円
共同住宅等 1戸につき 右に掲げる区分に 応じ、それぞれに定め る額を同時に申請す る住戸の数で 除して得た金額	総戸数が1	16,900円	82,400円
	総戸数が2	31,500円	193,500円
	以上5以下		
	総戸数が6	53,200円	309,600円
	以上10以下		
	総戸数が11	84,100円	611,400円
	以上25以下		
	総戸数が26	142,100円	1,094,900円
	以上50以下		円
	総戸数が51	227,400円	1,882,300円
	以上100以下		円
	総戸数が101	382,000円	3,482,500円
	以上200以下		円
	総戸数が201	479,500円	4,976,500円
	以上		円

(57) 略

(58) 低炭素建築物新築等計画認定申請手数料

低炭素建築物新築等計画認定申請手数料は、次のとおりとする。ただし、都市の低炭素化の促進に関する法律（平成24年法律第84号）第54条第2項の規定により法第6条第1項に規定する建築基準関係規定に適合するかどうかの審査を申し出る場合は、第2条及び第3条に定める手数料の額を加えた額とする。

ア 住宅のみの用途に供する建築物の

1戸建ての住宅		15,100円	73,600円
共同住宅等 1戸につき 右に掲げる区 分に 応じ、そ れぞれ に定め る額を 同時に 申請す る住戸 の数で 除して 得た金 額	総戸数が1	15,100円	73,600円
	総戸数が2	28,200円	172,800円
	以上5以下		
	総戸数が6	47,500円	276,400円
	以上10以下		
	総戸数が11	75,100円	545,900円
	以上25以下		
	総戸数が26	127,000円	977,500円
	以上50以下		円
	総戸数が51	203,200円	1,680,500円
	以上100以下		円
	総戸数が101	341,300円	3,109,100円
	以上200以下		円
	総戸数が201	428,600円	4,443,000円
	以上		円

(57) 略

(58) 低炭素建築物新築等計画認定申請手数料

低炭素建築物新築等計画認定申請手数料は、次のとおりとする。ただし、都市の低炭素化の促進に関する法律（平成24年法律第84号）第54条第2項の規定により法第6条第1項に規定する建築基準関係規定に適合するかどうかの審査を申し出る場合は、第2条及び第3条に定める手数料の額を加えた額とする。

ア 住宅のみの用途に供する建築物の

場合 建築物の区分に応じ、次の表の中欄又は右欄に定める額とする。ただし、共同住宅等にあつては次のとおりとする。

(ア) 略

(イ) 認定の申請区分が住棟全体又は住戸部分を加えた住棟全体の場
合 認定に係る建築物の共用部分の床面積の合計の区分に応じ、次の表の中欄又は右欄に定める額に、棟の総戸数に応じた(ア)による額を加えた額

区分	都市の低炭素化の促進に関する法律第54条第1項各号に規定する基準の適合性に関し、登録住宅性能評価機関若しくは建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律(平成27年法律第53号)第15条第1項に規定する登録建築物工	左記以外の場合
----	---	---------

場合 建築物の区分に応じ、次の表の中欄又は右欄に定める額とする。ただし、共同住宅等にあつては次のとおりとする。

(ア) 略

(イ) 認定の申請区分が住棟全体又は住戸部分を加えた住棟全体の場
合 認定に係る建築物の共用部分の床面積の合計の区分に応じ、次の表の中欄又は右欄に定める額に、棟の総戸数に応じた(ア)による額を加えた額

区分	都市の低炭素化の促進に関する法律第54条第1項各号に規定する基準の適合性に関し、登録住宅性能評価機関若しくは建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律(平成27年法律第53号)第15条第1項に規定する登録建築物工	左記以外の場合
----	---	---------

			エネルギー消費性能判定機関（以下「登録建築物エネルギー消費性能判定機関」という。）の適合証の交付を受けている場合又は登録住宅性能評価機関の設計住宅性能評価書の交付を受けている場合	
1戸建ての住宅			<u>6,100円</u>	<u>41,700円</u>
共同住宅等	住戸の数	戸数が1	<u>6,100円</u>	<u>41,700円</u>
		戸数が2以上5以下	<u>11,900円</u>	<u>83,900円</u>
		戸数が6以上10以下	<u>20,100円</u>	<u>118,000円</u>
		戸数が11以上25以下	<u>33,200円</u>	<u>166,000円</u>
		戸数が	<u>55,500円</u>	<u>238,400円</u>

			エネルギー消費性能判定機関（以下「登録建築物エネルギー消費性能判定機関」という。）の適合証の交付を受けている場合又は登録住宅性能評価機関の設計住宅性能評価書の交付を受けている場合	
1戸建ての住宅			<u>5,500円</u>	<u>37,800円</u>
共同住宅等	住戸の数	戸数が1	<u>5,500円</u>	<u>37,800円</u>
		戸数が2以上5以下	<u>10,800円</u>	<u>76,000円</u>
		戸数が6以上10以下	<u>18,200円</u>	<u>106,900円</u>
		戸数が11以上25以下	<u>30,100円</u>	<u>150,300円</u>
		戸数が	<u>50,300円</u>	<u>215,900円</u>

	26以上 50以下		
	戸数が 51以上 100 以 下	<u>99,300円</u>	<u>342,100円</u>
	戸数が 101 以 上 200 以下	<u>157,600円</u>	<u>464,300円</u>
	戸数が 201 以 上 300 以下	<u>200,400円</u>	<u>609,800円</u>
	戸数が 301 以 上	<u>215,600円</u>	<u>717,300円</u>
認定 に係 る建 築物 の共 用部 分の 床面 積の 合計	300 平 方メー トル以 内の 300 平 方メー トルを 超え、 2,000 平方メ ートル 以内の	<u>11,800円</u>	<u>132,300円</u>
		<u>32,800円</u>	<u>218,100円</u>

	26以上 50以下		
	戸数が 51以上 100 以 下	<u>89,900円</u>	<u>309,700円</u>
	戸数が 101 以 上 200 以下	<u>142,700円</u>	<u>420,400円</u>
	戸数が 201 以 上 300 以下	<u>181,400円</u>	<u>552,100円</u>
	戸数が 301 以 上	<u>195,200円</u>	<u>649,400円</u>
認定 に係 る建 築物 の共 用部 分の 床面 積の 合計	300 平 方メー トル以 内の 300 平 方メー トルを 超え、 2,000 平方メ ートル 以内の	<u>10,700円</u>	<u>119,900円</u>
		<u>29,700円</u>	<u>197,500円</u>

もの		
2,000 平方メ ートル を 超 え 、 5,000 平方メ ートル 以内の もの	<u>97,500円</u>	<u>339,500円</u>
5,000 平方メ ートル を 超 え 、 10,000 平方メ ートル 以内の もの	<u>154,200円</u>	<u>435,800円</u>
10,000 平方メ ートル を 超 え 、 25,000 平方メ ートル 以内の	<u>194,600円</u>	<u>520,700円</u>

もの		
2,000 平方メ ートル を 超 え 、 5,000 平方メ ートル 以内の もの	<u>88,300円</u>	<u>307,300円</u>
5,000 平方メ ートル を 超 え 、 10,000 平方メ ートル 以内の もの	<u>139,600円</u>	<u>394,500円</u>
10,000 平方メ ートル を 超 え 、 25,000 平方メ ートル 以内の	<u>176,200円</u>	<u>471,400円</u>

	もの		
	25,000	243,200円	606,500円
	平方メ		
	ートル		
	を超え		
	るもの		

イ 住宅以外の用途の建築物の場合 次の表に定める額

床面積の合計	都市の低炭素化の促進に関する法律第54条第1項各号に規定する基準の適合性に関し、登録建築物エネルギー消費性能判定機関の適合証の交付を受けている場合	建築物に係るエネルギーの使用の合理化の促進その他の建築物の低炭素化の促進のために誘導すべき基準（平成24年経済産業省・国土交通省・環境省告示第119号。以下「誘導基準告示」という。）Iの第1に	誘導基準告示Iの第1の1の1－2ただし書及び2の2－1ただし書に規定する基準による審査の場合
--------	---	--	--

	もの		
	25,000	220,200円	549,100円
	平方メ		
	ートル		
	を超え		
	るもの		

イ 住宅以外の用途の建築物の場合 次の表に定める額

床面積の合計	都市の低炭素化の促進に関する法律第54条第1項各号に規定する基準の適合性に関し、登録建築物エネルギー消費性能判定機関の適合証の交付を受けている場合	建築物に係るエネルギーの使用の合理化の促進その他の建築物の低炭素化の促進のために誘導すべき基準（平成24年経済産業省・国土交通省・環境省告示第119号。以下「誘導基準告示」という。）Iの第1に	誘導基準告示Iの第1の1の1－2ただし書及び2の2－1ただし書に規定する基準による審査の場合
--------	---	--	--

		規定する 基準（１の １－２た だし書及 び２の２ －１ただ し書に規 定するも のを除 く。）によ る審査の 場合			規定する 基準（１の １－２た だし書及 び２の２ －１ただ し書に規 定するも のを除 く。）によ る審査の 場合		
300平方メー トル以内の もの	<u>11,800円</u>	<u>291,700円</u>	<u>105,600</u> 円	300平方メー トル以内の もの	<u>10,700円</u>	<u>264,300円</u>	<u>105,500</u> 円
300平方メー トルを超え、 2,000平方メ ートル以内 のもの	<u>32,800円</u>	<u>464,900円</u>	<u>176,800</u> 円	300平方メー トルを超え、 2,000平方メ ートル以内 のもの	<u>29,700円</u>	<u>420,900円</u>	<u>176,500</u> 円
2,000平方メ ートルを超 え、5,000平 方メートル 以内のもの	<u>97,500円</u>	<u>661,500円</u>	<u>286,100</u> 円	2,000平方メ ートルを超 え、5,000平 方メートル 以内のもの	<u>88,300円</u>	<u>598,800円</u>	<u>285,600</u> 円
5,000平方メ ートルを超 え、10,000 平方メート ル以内のも の	<u>154,200円</u>	<u>811,200円</u>	<u>373,500</u> 円	5,000平方メ ートルを超 え、10,000 平方メート ル以内のも の	<u>139,600円</u>	<u>734,300円</u>	<u>372,900</u> 円
10,000平方	<u>194,600円</u>	<u>956,100円</u>	<u>448,700</u>	10,000平方	<u>176,200円</u>	<u>865,500円</u>	<u>448,000</u>

メートルを 超え、25,000 平方メート ル以内のも の			円
25,000 平方 メートルを 超えるもの	243,200円	1,091,200	526,400 円

ウ 略

(59) 略

(60) 建築物エネルギー消費性能適合性判定手数料

建築物エネルギー消費性能適合性判定手数料は、次のとおりとする。

ア 工場、倉庫等これらに類する建築物（以下「工場等建築物」という。）の場合 次の表に定める額

床面積の合計	建築物エネルギー消費性能基準等を定める省令（平成28年経済産業省令・国土交通省令第1号。以下「基準省令」という。）第1条第1項第1号イに規定する基準による審査の場合	左記以外の場合

メートルを 超え、25,000 平方メート ル以内のも の			円
25,000 平方 メートルを 超えるもの	220,200円	987,800円	525,500 円

ウ 略

(59) 略

(60) 建築物エネルギー消費性能適合性判定手数料

建築物エネルギー消費性能適合性判定手数料は、次のとおりとする。

ア 工場、倉庫等これらに類する建築物（以下「工場等建築物」という。）の場合 次の表に定める額

床面積の合計	建築物エネルギー消費性能基準等を定める省令（平成28年経済産業省令・国土交通省令第1号。以下「基準省令」という。）第1条第1項第1号イに規定する基準による審査の場合	左記以外の場合

300平方メートル以上2,000平方メートル未満のもの	<u>52,200円</u>	<u>45,800円</u>
2,000平方メートル以上5,000平方メートル未満のもの	<u>123,400円</u>	<u>115,300円</u>
5,000平方メートル以上10,000平方メートル未満のもの	<u>182,500円</u>	<u>173,600円</u>
10,000平方メートル以上25,000平方メートル未満のもの	<u>225,400円</u>	<u>215,700円</u>
25,000平方メートル以上のもの	<u>278,800円</u>	<u>267,500円</u>

イ 工場等建築物以外の場合 次の表に定める額

床面積の合計	基準省令第1条第1項第1号イに規定する基準による審査の場合	基準省令第1条第1項第1号ロに規定する基準による審査の場合	左記以外の場合

300平方メートル以上2,000平方メートル未満のもの	<u>52,100円</u>	<u>45,700円</u>
2,000平方メートル以上5,000平方メートル未満のもの	<u>123,200円</u>	<u>115,200円</u>
5,000平方メートル以上10,000平方メートル未満のもの	<u>182,200円</u>	<u>173,300円</u>
10,000平方メートル以上25,000平方メートル未満のもの	<u>225,000円</u>	<u>215,300円</u>
25,000平方メートル以上のもの	<u>278,300円</u>	<u>267,000円</u>

イ 工場等建築物以外の場合 次の表に定める額

床面積の合計	基準省令第1条第1項第1号イに規定する基準による審査の場合	基準省令第1条第1項第1号ロに規定する基準による審査の場合	左記以外の場合

300平方メートル以上 2,000平方メートル未満のもの	<u>445,500円</u>	<u>176,800</u> 円	<u>45,800円</u>
2,000平方メートル以上 5,000平方メートル未満のもの	<u>635,600円</u>	<u>286,100</u> 円	<u>115,300</u> 円
5,000平方メートル以上 10,000平方メートル未満のもの	<u>782,900円</u>	<u>373,500</u> 円	<u>173,600</u> 円
10,000平方メートル以上 25,000平方メートル未満のもの	<u>925,300円</u>	<u>448,700</u> 円	<u>215,700</u> 円
25,000平方メートル以上のもの	<u>1,055,600</u> 円	<u>526,400</u> 円	<u>267,500</u> 円

(61) ～ (62) 略

(63) 建築物エネルギー消費性能向上計画
認定申請手数料

建築物エネルギー消費性能向上計画認定申請手数料は、次のとおりとする。ただし、建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律第35条第2項の規定により法第6条第1項に規定する建築基準関係規

300平方メートル以上 2,000平方メートル未満のもの	<u>444,700円</u>	<u>176,500</u> 円	<u>45,700円</u>
2,000平方メートル以上 5,000平方メートル未満のもの	<u>634,600円</u>	<u>285,600</u> 円	<u>115,200</u> 円
5,000平方メートル以上 10,000平方メートル未満のもの	<u>781,600円</u>	<u>372,900</u> 円	<u>173,300</u> 円
10,000平方メートル以上 25,000平方メートル未満のもの	<u>923,800円</u>	<u>448,000</u> 円	<u>215,300</u> 円
25,000平方メートル以上のもの	<u>1,053,900</u> 円	<u>525,500</u> 円	<u>267,000</u> 円

(61) ～ (62) 略

(63) 建築物エネルギー消費性能向上計画
認定申請手数料

建築物エネルギー消費性能向上計画認定申請手数料は、次のとおりとする。ただし、建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律第35条第2項の規定により法第6条第1項に規定する建築基準関係規

定に適合するかどうかの審査を申し出る場合は、第2条及び第3条に定める手数料の額を加えた額とする。

ア 住宅のみの用途に供する建築物の場合 次の(ア)又は(イ)に定める額

(ア) 認定の申請区分が住戸のみの場合 認定を受ける住戸の数に応じ、次の表に定める額

区分	建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律第35条第1項に規定する基準の適合性に関し、登録住宅性能評価機関若しくは登録建築物エネルギー消費性能判定機関の適合証の交付を受けている場合又は登録住宅性能評価機関の設計住宅性能評価書の交付を受けている場合	左記以外の場合
1戸建ての住宅	床面積の合計が200平方メートル未満の場合 6,100円	41,700円

定に適合するかどうかの審査を申し出る場合は、第2条及び第3条に定める手数料の額を加えた額とする。

ア 住宅のみの用途に供する建築物の場合 次の(ア)又は(イ)に定める額

(ア) 認定の申請区分が住戸のみの場合 認定を受ける住戸の数に応じ、次の表に定める額

区分	建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律第35条第1項に規定する基準の適合性に関し、登録住宅性能評価機関若しくは登録建築物エネルギー消費性能判定機関の適合証の交付を受けている場合又は登録住宅性能評価機関の設計住宅性能評価書の交付を受けている場合	左記以外の場合
1戸建ての住宅	床面積の合計が200平方メートル未満の場合 5,500円	37,300円

宅	方メートル未満のもの		
	床面積の合計が200平方メートル以上のもの		46,600円
共同住宅等	戸数が1かつ床面積の合計が200平方メートル未満のもの	6,100円	41,700円
	戸数が1かつ床面積の合計が200平方メートル以上のもの		46,600円
	戸数が2以上4以下	11,900円	83,900円
	戸数が5以上15以下	24,900円	139,800円
	戸数が16以上45以下	55,300円	238,200円
	戸数が46以上	99,000円	341,700円

(イ) 略

イ 住宅以外の用途の建築物の場合 次の表に定める額

床面積の合計	建築物のエネルギー	左記以外の場合	
		基準省令第	基準省令第

宅	方メートル未満のもの		
	床面積の合計が200平方メートル以上のもの		41,600円
共同住宅等	戸数が1かつ床面積の合計が200平方メートル未満のもの	5,500円	37,300円
	戸数が1かつ床面積の合計が200平方メートル以上のもの		41,600円
	戸数が2以上4以下	10,700円	75,000円
	戸数が5以上15以下	22,300円	124,900円
	戸数が16以上45以下	49,500円	212,700円
	戸数が46以上	88,600円	305,300円

(イ) 略

イ 住宅以外の用途の建築物の場合 次の表に定める額

床面積の合計	建築物のエネルギー	左記以外の場合	
		基準省令第	基準省令第

	一消費性 能の向上 に関する 法律第35 条第1項 に規定す る基準の 適合性に 関し、登 録建築物 エネルギー 消費性 能判定機 関の適合 証の交付 を受けて いる場合	10条第1号 イ(1)及び ロ(1)に規 定する基準 による審査 の場合	第10条第 1号イ (2)及び ロ(2)に 規定する 基準によ る審査の 場合		一消費性 能の向上 に関する 法律第35 条第1項 に規定す る基準の 適合性に 関し、登 録建築物 エネルギー 消費性 能判定機 関の適合 証の交付 を受けて いる場合	10条第1号 イ(1)及び ロ(1)に規 定する基準 による審査 の場合	第10条第 1号イ (2)及び ロ(2)に 規定する 基準によ る審査の 場合
300平方メー トル未満	<u>11,800円</u>	<u>275,600円</u>	<u>105,600円</u>		300平方メー トル未満	<u>10,600円</u>	<u>246,000円</u> <u>94,300円</u>
300平方メー トル以上 2,000平方メ ートル未満	<u>32,800円</u>	<u>445,500円</u>	<u>176,800円</u>		300平方メー トル以上 2,000平方メ ートル未満	<u>29,300円</u>	<u>397,700円</u> <u>157,900円</u>
2,000平方メ ートル以上 5,000平方メ ートル未満	<u>97,500円</u>	<u>635,600円</u>	<u>286,100円</u>		2,000平方メ ートル以上 5,000平方メ ートル未満	<u>87,100円</u>	<u>567,500円</u> <u>255,400円</u>
5,000平方メ ートル以上 10,000平方	<u>154,200円</u>	<u>782,900円</u>	<u>373,500円</u>		5,000平方メ ートル以上 10,000平方	<u>137,700円</u>	<u>698,900円</u> <u>333,400円</u>

メートル未満			
10,000 平方メートル以上 25,000 平方メートル未満	194,600 円	925,300円	448,700円
25,000 平方メートル以上	243,200 円	1,055,600 円	526,400円

ウ～エ 略

(64) 略

(65) 建築物エネルギー消費性能認定申請手数料

建築物エネルギー消費性能認定申請手数料は、次のとおりとする。

ア 住宅のみの用途に供する建築物の場合
次の表に定める額

区分	建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律第2条第1項第3号に規定する建築物エネルギー消費性能基準の適用	左記以外の場合	
		基準省令第1条第1項第2号イ及び第3号に規定する基準による審査の	基準省令第1条第1項第2号イ及び第3号に規定する基準又は同号イ

メートル未満			
10,000 平方メートル以上 25,000 平方メートル未満	173,800 円	826,100円	400,600円
25,000 平方メートル以上	217,100 円	942,400円	470,000円

ウ～エ 略

(64) 略

(65) 建築物エネルギー消費性能認定申請手数料

建築物エネルギー消費性能認定申請手数料は、次のとおりとする。

ア 住宅のみの用途に供する建築物の場合
次の表に定める額

区分	建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律第2条第1項第3号に規定する建築物エネルギー消費性能基準の適用	左記以外の場合	
		基準省令第1条第1項第2号イ及び第3号に規定する基準による審査の	基準省令第1条第1項第2号イ及び第3号に規定する基準又は同号イ

合性に関場合
し、登録住
宅性能評
価機関若
しくは登
録建築物
エネルギー消費性
能判定機
関の適合
証の交付
を受けて
いる場合、
同法第35
条第1項
の規定に
基づく建
築物消費
性能向上
計画の認
定若しく
は都市の
低炭素化
の促進に
関する法
律第54条
第1項の
規定に基
づく低炭
素建築物
新築等計
画の認定

(3) 及び
ロ
(3) に
規定す
る基準
による
審査の
場合

合性に関場合
し、登録住
宅性能評
価機関若
しくは登
録建築物
エネルギー消費性
能判定機
関の適合
証の交付
を受けて
いる場合、
同法第35
条第1項
の規定に
基づく建
築物消費
性能向上
計画の認
定若しく
は都市の
低炭素化
の促進に
関する法
律第54条
第1項の
規定に基
づく低炭
素建築物
新築等計
画の認定

(3) 及び
ロ
(3) に
規定す
る基準
による
審査の
場合

		(これらの認定に係る建築物について法第7条第5項、第7条の2第5項又は第18条第18項の規定により検査済証の交付を受けたものに限る。)に係る通知書の交付を受けている場合又は登録住宅性能評価機関の建設住宅性能評価書の交付を受けている場合						(これらの認定に係る建築物について法第7条第5項、第7条の2第5項又は第18条第18項の規定により検査済証の交付を受けたものに限る。)に係る通知書の交付を受けている場合又は登録住宅性能評価機関の建設住宅性能評価書の交付を受けている場合			
1戸建ての住	床面積の合計が200平方メー	<u>6,100円</u>	<u>41,700</u> 円	<u>21,500</u> 円		1戸建ての住	床面積の合計が200平方メー	<u>5,500円</u>	<u>37,300</u> 円	<u>19,200</u> 円	

宅	トル未満のもの			
	床面積の合計が200平方メートル以上のもの		46,600円	23,100円
共同住宅等	総戸数が2以上4以下	11,900円	83,900円	40,200円
	総戸数が5以上15以下	24,900円	139,800円	69,400円
	総戸数が16以上45以下	55,300円	238,200円	125,700円
	総戸数が46以上	99,000円	341,700円	190,400円

イ 住宅以外の用途の建築物の場合 次の表に定める額

床面積の合計	建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律第21条第3号イに規定する建築物エネルギー消費性能基準の適合性に関し、登録建築物エネルギー	左記以外の場合	
		基準省令第1条第1項第1号イに規定する基準による審査の場合	基準省令第1条第1項第1号ロに規定する基準による審査の場合

宅	トル未満のもの			
	床面積の合計が200平方メートル以上のもの		41,600円	20,700円
共同住宅等	総戸数が2以上4以下	10,700円	75,000円	35,900円
	総戸数が5以上15以下	22,300円	124,900円	62,100円
	総戸数が16以上45以下	49,500円	212,700円	112,300円
	総戸数が46以上	88,600円	305,300円	170,200円

イ 住宅以外の用途の建築物の場合 次の表に定める額

床面積の合計	建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律第21条第3号イに規定する建築物エネルギー消費性能基準の適合性に関し、登録建築物エネルギー	左記以外の場合	
		基準省令第1条第1項第1号イに規定する基準による審査の場合	基準省令第1条第1項第1号ロに規定する基準による審査の場合

ギー消費性能
判定機関の適
合証の交付を
受けている場
合又は同法第
12条第3項若
しくは第13条
第4項の規定
に基づく適合
性判定、同法
第35条第1項
の規定に基づ
く建築物消費
性能向上計画
の認定若しく
は都市の低炭
素化の促進に
関する法律第
54条第1項の
規定に基づく
低炭素建築物
新築等計画の
認定（これら
の判定又は認
定に係る建築
物について法
第7条第5
項、第7条の
2第5項又は
第18条第18項

ギー消費性能
判定機関の適
合証の交付を
受けている場
合又は同法第
12条第3項若
しくは第13条
第4項の規定
に基づく適合
性判定、同法
第35条第1項
の規定に基づ
く建築物消費
性能向上計画
の認定若しく
は都市の低炭
素化の促進に
関する法律第
54条第1項の
規定に基づく
低炭素建築物
新築等計画の
認定（これら
の判定又は認
定に係る建築
物について法
第7条第5
項、第7条の
2第5項又は
第18条第18項

	の規定により 検査済証の交 付を受けたも のに限る。) に係る通知書 の交付を受け ている場合				の規定により 検査済証の交 付を受けたも のに限る。) に係る通知書 の交付を受け ている場合			
300 平方 メートル 未満	<u>11,800円</u>	<u>275,600円</u>	<u>105,600</u> 円		300 平方 メートル 未満	<u>10,600円</u>	<u>246,000円</u>	<u>94,300円</u>
300 平方 メートル 以 上 2,000 平 方メート ル未満	<u>32,800円</u>	<u>445,500円</u>	<u>176,800</u> 円		300 平方 メートル 以 上 2,000 平 方メート ル未満	<u>29,300円</u>	<u>397,700円</u>	<u>157,900</u> 円
2,000 平 方メート ル 以 上 5,000 平 方メート ル未満	<u>97,500円</u>	<u>635,600円</u>	<u>286,100</u> 円		2,000 平 方メート ル 以 上 5,000 平 方メート ル未満	<u>87,100円</u>	<u>567,500円</u>	<u>255,400</u> 円
5,000 平 方メート ル 以 上 10,000 平 方メート ル未満	<u>154,200円</u>	<u>782,900円</u>	<u>373,500</u> 円		5,000 平 方メート ル 以 上 10,000 平 方メート ル未満	<u>137,700円</u>	<u>698,900円</u>	<u>333,400</u> 円
10,000 平 方メート ル 以 上	<u>194,600円</u>	<u>925,300円</u>	<u>448,700</u> 円		10,000 平 方メート ル 以 上	<u>173,800円</u>	<u>826,100円</u>	<u>400,600</u> 円

25,000 平方メートル未満				25,000 平方メートル未満			
25,000 平方メートル以上	<u>243,200円</u>	<u>1,055,600</u> 円	<u>526,400</u> 円	25,000 平方メートル以上	<u>217,100円</u>	<u>942,400円</u>	<u>470,000</u> 円
ウ 略 (66) ～ (70) 略				ウ 略 (66) ～ (70) 略			

財産の取得について（高規格救急自動車）

次のとおり高規格救急自動車を購入する。

令和3年6月10日提出

今治市長 徳永繁樹

記

1 品名、規格及び数量 高規格救急自動車（2,500ccクラス、ガソリン車、4WD、オートマチック仕様、高度救命処置用資機材含む。） 1台

2 購入の目的 中央消防署に配備の高規格救急自動車の更新

3 購入方法、購入金額及び購入の相手方

区 分	購入方法	購入金額	購入の相手方
高規格救急自動車	指名競争入札	円 33,700,000	今治市別宮町7丁目2番56号 愛媛日産自動車株式会社 今治別宮店 店長 渡部将司

「参 考」

高規格救急自動車入札結果

業 者 名	入 札 金 額
愛 媛 日 産 自 動 車 (株)	33,700,000 円
愛 媛 ト ヨ タ 自 動 車 (株)	33,800,000

※ 上記金額は、消費税及び地方消費税相当額を加算したものである。

「参 照」

地方自治法（抜すい）

（議決事件）

第96条 普通地方公共団体の議会は、次に掲げる事件を議決しなければならない。

- （8） 前2号に定めるものを除くほか、その種類及び金額について政令で定める基準に従い条例で定める財産の取得又は処分をすること。

今治市議会の議決に付すべき契約及び財産の 取得又は処分に関する条例（抜すい）

（議会の議決に付すべき財産の取得又は処分）

第3条 地方自治法第96条第1項第8号の規定により議会の議決に付さなければならない財産の取得又は処分は、予定価格2,000万円以上の不動産若しくは動産の買入れ若しくは売払い（土地については、1件5,000平方メートル以上のものに係るものに限る。）又は不動産の信託の受益権の買入れ若しくは売払いとする。

財産の取得について（大型提示装置）

次のとおり大型提示装置を購入する。

令和3年6月10日提出

今治市長 徳永繁樹

記

1 品名及び数量 大型提示装置一式（別紙内訳書のとおり）

2 購入の目的 児童生徒の学習環境整備

3 購入方法、購入金額及び購入の相手方

区 分	購入方法	購入金額	購入の相手方
大型提示装置	指名競争入札	円 142,560,000	今治市南大門町一丁目1番地の15 四国通建株式会社 代表取締役 高木 康弘

「別 紙」

大型提示装置内訳書

区 分	品 名	数 量
大型提示装置	小学校分	199台
	中学校分	71台

「参 考」

大型提示装置入札結果

業 者 名	入 札 金 額
四国通建（株）	142,560,000 円
アカマツ（株）	149,688,000
（株）IJC	150,876,000
BEMAC（株）	194,535,000
越智電機産業（株）	196,020,000
ケーオー商事（株）	198,083,600
（株）スジャ	228,800,000
（有）大喜	辞退

※ 上記金額は、消費税及び地方消費税相当額を加算したものである。

「参 照」

地方自治法（抜すい）

（議決事件）

第96条 普通地方公共団体の議会は、次に掲げる事件を議決しなければならない。

- （8） 前2号に定めるものを除くほか、その種類及び金額について政令で定める基準に従い条例で定める財産の取得又は処分をすること。

今治市議会の議決に付すべき契約及び財産の 取得又は処分に関する条例（抜すい）

（議会の議決に付すべき財産の取得又は処分）

第3条 地方自治法第96条第1項第8号の規定により議会の議決に付さなければならない財産の取得又は処分は、予定価格2,000万円以上の不動産若しくは動産の買入れ若しくは売払い（土地については、1件5,000平方メートル以上のものに係るものに限る。）又は不動産の信託の受益権の買入れ若しくは売払いとする。

今治市辺地総合整備計画の策定について

辺地に係る公共的施設の総合整備のための財政上の特別措置等に関する法律（昭和37年法律第88号）第3条第1項の規定により、今治市辺地総合整備計画を定めることについて議会の議決を求める。

令和3年6月10日提出

今治市長 徳 永 繁 樹

「参 照」

辺地に係る公共的施設の総合整備のための財政上の
特別措置等に関する法律（抜すい）

（総合整備計画の策定等）

第3条 この法律によつて公共的施設の整備をしようとする市町村は、当該市町村の議会の議決を経て当該辺地に係る公共的施設の総合的な整備に関する財政上の計画（以下「総合整備計画」という。）を定めることができる。

今治市辺地総合整備計画
(令和 3 年度～ 6 年度)

愛媛県今治市

総 合 整 備 計 画 書

愛媛県今治市 野々江辺地
 (辺地の人口 462 人 面積 7.0km)
 (参考 辺地の世帯数 248 世帯)

1 辺地の概況

- (1) 辺地を構成する町又は字の名称 大三島町野々江
- (2) 地域の中心の位置 今治市大三島町野々江 336 番地
- (3) 辺地度点数 120 点

2 公共的施設の整備を必要とする事情

野々江地域は愛媛県の最北、「神の島」として知られる、瀬戸内しまなみ海道沿線の大三島に所在している。主な産業は、農業・漁業の第一次産業である。

市道長瀬線の野々江本川沿線については、道路幅員が 3.7 メートルと狭く、護岸上に視線誘導標の設置はあるが、ガードレール等交通安全施設の設置はない。しかし、当該市道沿線には柑橘集荷場や水産物加工場があるため通行量も多く、車両同士で離合する機会が頻繁にあることから、河川への転落事故の恐れもあり、地元住民の懸案であった。さらに、近年では歩行者の転落事故も発生したことから、喫緊の対応が望まれていた。

そこで、交通安全施設(転落防護柵)を設置することで、車両の離合時の指標として、また歩行者の安全を確保するとともに、近年増加しているサイクリストの安全性も確保できるため、当地域の生活環境の向上が期待される。

3 公共的施設の整備計画

令和 3 年度から令和 6 年度までの 4 年間

(単位：千円)

施設名	事業主体名	事業費	財源内容		一般財源のうち 辺地対策事業 債の予定額
			特定財源	一般財源	
市道長瀬線 交通安全施設	今治市	3,000	0	3,000	3,000
合 計		3,000	0	3,000	3,000

今治市辺地総合整備計画の変更について

辺地に係る公共的施設の総合整備のための財政上の特別措置等に関する法律（昭和37年法律第88号）第3条第8項の規定により、今治市辺地総合整備計画を変更することについて議会の議決を求める。

令和3年6月10日提出

今治市長 徳 永 繁 樹

「参 照」

辺地に係る公共的施設の総合整備のための財政上の
特別措置等に関する法律（抜すい）

（総合整備計画の策定等）

第3条 この法律によつて公共的施設の整備をしようとする市町村は、当該市町村の議会の議決を経て当該辺地に係る公共的施設の総合的な整備に関する財政上の計画（以下「総合整備計画」という。）を定めることができる。

8 前各項の規定は、第5項の規定により総合整備計画を提出した市町村が当該総合整備計画を変更しようとする場合について準用する。

今治市辺地総合整備計画 (令和2年度～6年度)

第1次変更(令和3年6月)

愛媛県今治市

総 合 整 備 計 画 書

愛媛県今治市 松尾辺地
 (辺地の人口 85 人 面積 2.7km)
 (参考 辺地の世帯数 43 世帯)

1 辺地の概況

- (1) 辺地を構成する町又は字の名称 菊間町松尾
- (2) 地域の中心の位置 今治市菊間町松尾 5 6 番地 1
- (3) 辺地度点数 102 点

2 公共的施設の整備を必要とする事情

松尾地域は、菊間町中心部から南東へ 3 km のところに位置し、民家は山あい集中し、就労人口の多くが第 1 次産業（農業）に従事している。

当該地域の生活・経済を支える交通手段は、公共交通機関がないことから自家用車への依存度が高く、その道路事情にあつては、本地域と菊間町中心部を結ぶ市道菊間松尾線、あるいは河之内地域、今治市玉川町を結んでいる県道玉川菊間線と今治市野間地域を結んでいる越智西部広域農道が主要幹線道路となっている。

県道玉川菊間線は、部分的に改良されているが、河之内方面の路線状況は、道路幅員が狭小で急カーブが多いため、車両の離合が難しく農産物の輸送など通行に支障をきたしている。

本地域住民は、県道玉川菊間線の河之内方面に優良農地を所有していることから、本地域と河之内地域を結ぶ基幹農道の整備が平成 12 年度から進められており、その早期完成が望まれている。さらに農作業の省力化や効率化を図るため、基幹農道と近接する農地とを結ぶ農道をあわせて整備することが必要とされている。

本路線が整備されると農地への行き来が容易になるのをはじめ、地域住民の生活、経済活動の利便性、安全性が確保できるとともに、河之内地域、玉川町を経由した国道 317 号線へのアクセスが良くなり、地域経済の安定と向上、さらには地域間の交流による活性化が期待できる。

3 公共的施設の整備計画

令和 2 年度から令和 6 年度までの 5 年間

(単位：千円)

施設名	事業主 体名	事業費	財源内容		一般財源のうち 辺地対策事業 債の予定額
			特定財源	一般財源	
県営一般農道 (歌仙地区) 2 期	愛媛県	84, 000	63, 000	21, 000	15, 400
県営一般農道 (歌仙地区) 3 期	愛媛県	932, 800	699, 600	233, 200	233, 200
歌仙仙高農道	今治市	67, 995	35, 750	32, 245	31, 200
合 計		1, 084, 795	798, 350	286, 445	279, 800

総合整備計画書

愛媛県今治市 口総辺地
(辺地の人口 214人 面積 3.5km²)
(参考 辺地の世帯数 126世帯)

1 辺地の概況

- (1) 辺地を構成する町又は字の名称 大三島町口総
- (2) 地域を中心の位置 今治市大三島町口総 3882番地
- (3) 辺地地点数 130点

2 公共的施設の整備を必要とする事情

口総地域は愛媛県の最北、「神の島」として知られる、瀬戸内しまなみ海道沿線の大三島に所在している。主な産業は、農業・漁業の第一次産業、観光業である。漁業地勢は、愛媛県の最北に位置していることから、広島県との県境である燧灘を漁場とし、主に一本釣・刺し網漁業を中心にマダイ・カレイ・メバル等が水揚げされている。また、今治地区の中でも養殖業が多く、カキ養殖・ヒラメ養殖が盛んである。

大三島緑の村運動広場は平成16年に建設し、スポーツ振興のために使用している施設である。改修を計画しているネットやワイヤーは、経年劣化が著しく、令和元年に台風によってネットを下げたが、劣化により再び引き上げることが出来なかった。応急的に修繕を実施したが、昨今の台風等の災害状況を考慮すると、現状では安全安心な利用に支障をきたすことが予想される。そのため、施設の改修を行なうことで施設の長寿命化及び防災対策の向上を図る。施設が整備されることで、利用者の増加につながり、地域経済の活性化が期待される。

漁船漁具保全施設は、平成7年に建設し、漁具等の保管のために使用している施設である。耐用年数を超えていることもあって、経年劣化が著しく、強風の影響もあいまって施設の扉が破損している。このままでは施設内の漁具等の劣化が進み、安全安心な利用に支障をきたすことが予想される。施設の改修を行なうことで施設の長寿命化及び作業効率の向上を図る。また、施設が整備されることで、効率的な漁労活動を支えることにつながり、地域住民の生活環境向上が期待される。

共同集出荷施設は、平成11年に建設し、魚類の集出荷場として使用している施設である。耐用年数を超えていることもあって、経年劣化が著しく、扉には穴が空いていて開閉作業にも支障をきたしている。また、漁業者から買取った魚を出荷するまで保管しているため、このままでは施設の防犯対策に支障をきたすことが予想される。施設の改修を行なうことで耐久性の向上及び防犯対策を図り、地域住民の生活環境向上が期待される。

製氷冷蔵施設は、平成17年に設置し、集出荷場に集められた漁獲物の鮮度保持や品質管理に使用している施設である。耐用年数を超えていることもあって、経年劣化が著しく、頻繁に故障している。このままでは氷の安定供給が行えないため、漁獲物の鮮度保持や品質管理に支障をきたすことが予想される。施設の改修を行なうことで施設の長寿命化や省エネ化を図る。また、施設が整備されることで、活魚・鮮魚の品質管理の徹底を行い、市場へ出荷する際の付加価値向上につながり、地域経済の活性化が期待される。

3 公共的施設の整備計画

令和2年度から令和6年度までの5年間

(単位：千円)

施設名	事業主体名	事業費	財源内容		一般財源のうち 辺地対策事業債の予定額
			特定財源	一般財源	
大三島緑の村運動広場	今治市	17,000	0	17,000	17,000
漁船漁具保全施設	愛媛県漁協 大三島支所	813	444	369	300
共同集出荷施設	愛媛県漁協 大三島支所	1,183	646	537	500
製氷冷蔵施設	愛媛県漁協 大三島支所	1,199	0	1,199	500
合 計		20,195	1,090	19,105	18,300

総合整備計画書

愛媛県今治市 大下辺地
 (辺地の人口 66 人 面積 1.52km²)
 (参考 辺地の世帯数 44 世帯)

1 辺地の概況

- | | |
|--------------------|------------------|
| (1) 辺地を構成する町又は字の名称 | 関前大下 |
| (2) 地域を中心の位置 | 今治市関前大下甲 1750 番地 |
| (3) 辺地度数 | 195 点 |

2 公共的施設の整備を必要とする事情

大下地域は今治港より北西約 15km に位置し、主要産業は柑橘類の生産である。また、当該地区は離島であるため、定期船舶が唯一の交通手段である。

大下港浮棧橋は、平成 3 年に建設し、島民の唯一の交通手段である定期船舶の係留のために使用している施設である。耐用年数を超えていることもあって、経年劣化が著しく、施設が使用できない場合、柑橘類の出荷や食料品等の移入や、島外の医療機関への通院ができなくなる等、住民生活に大きな支障をきたすことが予想される。

そのため、施設の改修を行なうことで施設の長寿命化を図る。施設が整備されることで、島民のライフライン確保により、柑橘類の安定出荷による所得確保及び医療の早期受診による健康維持等、島民の生活環境の向上が期待される。

大下浄水場浄水施設は、平成 10 年に建設し、海岸井戸を水源としている大下島において、海水に淡水井戸の水をブレンドした後、逆浸透膜による浄水を行っている施設である。更新時期を迎えているが、海水淡水化施設を更新し、従来通り淡水井戸による海水の希釈を行う。更新する際は、淡水井戸の取水量に応じて希釈割合を変動させることで、逆浸透膜への負荷の更なる低減を行い、膜の長寿命化を図ることのできるシステムとする。施設が整備されることで、島民のライフライン確保につながり、生活環境の向上が期待される。

3 公共的施設の整備計画

令和 2 年度から令和 6 年度までの 5 年間

(単位：千円)

施設名	事業主体名	事業費	財源内容		一般財源のうち 辺地対策事業債の 予定額
			特定財源	一般財源	
大下港浮棧橋	今治市	79,800	53,200	26,600	26,600
大下浄水場 浄水施設	今治市	277,949	208,435	69,514	69,400
合 計		357,749	261,635	96,114	96,000

「参 考」

今治市辺地総合整備計画（変更）概要

辺地名	変 更 後	変 更 前																																		
松尾辺地	総合整備計画書																																			
	愛媛県今治市 松尾辺地 (辺地の人口85人 面積 2.7km) (参考 辺地の世帯数43世帯)																																			
	1 略																																			
	2 略																																			
	3 公共的施設の整備計画																																			
	令和2年度から令和6年度までの5年間																																			
	(単位：千円)																																			
	<table><tr><th colspan="2">区分</th><th rowspan="2">事業費</th><th colspan="2">財源内容</th><th rowspan="2">一般財源のうち 辺地対策事業債 の予定額</th></tr><tr><th>施設名</th><th>事業主 体名</th><th>特定財源</th><th>一般財源</th></tr><tr><td>県営一般農道 (歌仙地区) 2期</td><td>愛媛県</td><td>84,000</td><td>63,000</td><td>21,000</td><td>15,400</td></tr><tr><td>県営一般農道 (歌仙地区) 3期</td><td>愛媛県</td><td>932,800</td><td>699,600</td><td>233,200</td><td>233,200</td></tr><tr><td>歌仙山高農道</td><td>今治市</td><td>67,995</td><td>35,750</td><td>32,245</td><td>31,200</td></tr><tr><td colspan="2">合 計</td><td>1,084,795</td><td>798,350</td><td>286,445</td><td>279,800</td></tr></table>		区分		事業費	財源内容		一般財源のうち 辺地対策事業債 の予定額	施設名	事業主 体名	特定財源	一般財源	県営一般農道 (歌仙地区) 2期	愛媛県	84,000	63,000	21,000	15,400	県営一般農道 (歌仙地区) 3期	愛媛県	932,800	699,600	233,200	233,200	歌仙山高農道	今治市	67,995	35,750	32,245	31,200	合 計		1,084,795	798,350	286,445	279,800
	区分		事業費	財源内容		一般財源のうち 辺地対策事業債 の予定額																														
	施設名	事業主 体名		特定財源	一般財源																															
県営一般農道 (歌仙地区) 2期	愛媛県	84,000	63,000	21,000	15,400																															
県営一般農道 (歌仙地区) 3期	愛媛県	932,800	699,600	233,200	233,200																															
歌仙山高農道	今治市	67,995	35,750	32,245	31,200																															
合 計		1,084,795	798,350	286,445	279,800																															
総合整備計画書																																				
愛媛県今治市 松尾辺地 (辺地の人口185人 面積 2.7km) (参考 辺地の世帯数43世帯)																																				
1 略																																				
2 略																																				
3 公共的施設の整備計画																																				
令和2年度から令和6年度までの5年間																																				
(単位：千円)																																				
<table><tr><th colspan="2">区分</th><th rowspan="2">事業費</th><th colspan="2">財源内容</th><th rowspan="2">一般財源のうち 辺地対策事業債 の予定額</th></tr><tr><th>施設名</th><th>事業主 体名</th><th>特定財源</th><th>一般財源</th></tr><tr><td>県営一般農道 (歌仙地区) 2期</td><td>愛媛県</td><td>49,000</td><td>36,750</td><td>12,250</td><td>12,200</td></tr><tr><td>県営一般農道 (歌仙地区) 3期</td><td>愛媛県</td><td>910,000</td><td>682,500</td><td>227,500</td><td>227,500</td></tr><tr><td>歌仙山高農道</td><td>今治市</td><td>65,000</td><td>35,750</td><td>29,250</td><td>29,100</td></tr><tr><td colspan="2">合 計</td><td>1,024,000</td><td>755,000</td><td>269,000</td><td>268,800</td></tr></table>		区分		事業費	財源内容		一般財源のうち 辺地対策事業債 の予定額	施設名	事業主 体名	特定財源	一般財源	県営一般農道 (歌仙地区) 2期	愛媛県	49,000	36,750	12,250	12,200	県営一般農道 (歌仙地区) 3期	愛媛県	910,000	682,500	227,500	227,500	歌仙山高農道	今治市	65,000	35,750	29,250	29,100	合 計		1,024,000	755,000	269,000	268,800	
区分		事業費	財源内容		一般財源のうち 辺地対策事業債 の予定額																															
施設名	事業主 体名		特定財源	一般財源																																
県営一般農道 (歌仙地区) 2期	愛媛県	49,000	36,750	12,250	12,200																															
県営一般農道 (歌仙地区) 3期	愛媛県	910,000	682,500	227,500	227,500																															
歌仙山高農道	今治市	65,000	35,750	29,250	29,100																															
合 計		1,024,000	755,000	269,000	268,800																															

今治市辺地総合整備計画（変更）概要

辺地名	変 更 後	変 更 前																																																																																
Ⅰ総辺地	総合整備計画書	総合整備計画書																																																																																
	愛媛県今治市 Ⅰ総辺地 (Ⅱ地の人口 214人 面積3.5km) (参考 Ⅱ地の世帯数126世帯)	愛媛県今治市 Ⅰ総辺地 (Ⅱ地の人口 214人 面積3.5km) (参考 Ⅱ地の世帯数126世帯)																																																																																
	1 略	1 略																																																																																
	2 公共的施設の整備を必要とする事情	2 公共的施設の整備を必要とする事情																																																																																
	(中略)	(中略)																																																																																
	共同集出荷施設は、平成 11 年に建設し、魚類の集出荷場として使用している施設である。耐用年数を超えていることもあって、経年劣化が著しく、扉には穴が空いていて開閉作業にも支障をきたしている。また、漁業者から買取った魚を出荷するまで保管しているため、このままでは施設の防犯対策に支障をきたすことが予想される。施設の改修を行なうことで耐久性の向上及び防犯対策を図り、地域住民の生活環境向上が期待される。	共同集出荷施設は、平成 11 年に建設し、魚類の集出荷場として使用している施設である。耐用年数を超えていることもあって、経年劣化が著しく、扉には穴が空いていて開閉作業にも支障をきたしている。また、漁業者から買取った魚を出荷するまで保管しているため、このままでは施設の防犯対策に支障をきたすことが予想される。施設の改修を行なうことで耐久性の向上及び防犯対策を図り、地域住民の生活環境向上が期待される。																																																																																
	製氷冷蔵施設は、平成 17 年に設置し、集出荷場に集められた漁獲物の鮮度保持や品質管理に使用している施設である。耐用年数を超えていることもあって、経年劣化が著しく、頻繁に故障している。このままでは氷の安定供給が行えないため、漁獲物の鮮度保持や品質管理に支障をきたすことが予想される。施設の改修を行なうことで施設の長寿命化や省エネ化を図る。また、施設が整備されることで、活魚・鮮魚の品質管理の徹底を行い、市場へ出荷する際の付加価値向上につながり、地域経済の活性化が期待される。																																																																																	
3 公共的施設の整備計画	令和2年度から令和6年度までの5年間 (単位：千円)	3 公共的施設の整備計画 令和2年度から令和6年度までの5年間 (単位：千円)																																																																																
	<table><tr><th colspan="2">区分</th><th rowspan="2">事業費</th><th colspan="2">財源内容</th><th rowspan="2">一般財源のうち Ⅱ地対策事業債 の予定額</th></tr><tr><th>施設名</th><th>事業主 体名</th><th>特定財源</th><th>一般財源</th></tr><tr><td>大三島緑の 村運動広場</td><td>今治市</td><td>17,000</td><td>0</td><td>17,000</td><td>17,000</td></tr><tr><td>漁船漁具保 全施設</td><td>愛媛県漁協 大三島支所</td><td>813</td><td>444</td><td>369</td><td>300</td></tr><tr><td>共同集出荷 施設</td><td>愛媛県漁協 大三島支所</td><td>1,183</td><td>646</td><td>537</td><td>500</td></tr><tr><td>製氷冷蔵 施設</td><td>愛媛県漁協 大三島支所</td><td>1,199</td><td>0</td><td>1,199</td><td>500</td></tr><tr><td colspan="2">合 計</td><td>20,195</td><td>1,090</td><td>19,105</td><td>18,300</td></tr></table>	区分		事業費	財源内容		一般財源のうち Ⅱ地対策事業債 の予定額	施設名	事業主 体名	特定財源	一般財源	大三島緑の 村運動広場	今治市	17,000	0	17,000	17,000	漁船漁具保 全施設	愛媛県漁協 大三島支所	813	444	369	300	共同集出荷 施設	愛媛県漁協 大三島支所	1,183	646	537	500	製氷冷蔵 施設	愛媛県漁協 大三島支所	1,199	0	1,199	500	合 計		20,195	1,090	19,105	18,300	<table><tr><th colspan="2">区分</th><th rowspan="2">事業費</th><th colspan="2">財源内容</th><th rowspan="2">一般財源のうち Ⅱ地対策事業債 の予定額</th></tr><tr><th>施設名</th><th>事業主 体名</th><th>特定財源</th><th>一般財源</th></tr><tr><td>大三島緑の 村運動広場</td><td>今治市</td><td>17,000</td><td>0</td><td>17,000</td><td>17,000</td></tr><tr><td>漁船漁具保 全施設</td><td>愛媛県漁協 大三島支所</td><td>813</td><td>444</td><td>369</td><td>300</td></tr><tr><td>共同集出荷 施設</td><td>愛媛県漁協 大三島支所</td><td>1,183</td><td>646</td><td>537</td><td>500</td></tr><tr><td>_____</td><td>_____</td><td>_____</td><td>_____</td><td>_____</td><td>_____</td></tr><tr><td colspan="2">合 計</td><td>18,996</td><td>1,090</td><td>17,906</td><td>17,800</td></tr></table>	区分		事業費	財源内容		一般財源のうち Ⅱ地対策事業債 の予定額	施設名	事業主 体名	特定財源	一般財源	大三島緑の 村運動広場	今治市	17,000	0	17,000	17,000	漁船漁具保 全施設	愛媛県漁協 大三島支所	813	444	369	300	共同集出荷 施設	愛媛県漁協 大三島支所	1,183	646	537	500	_____	_____	_____	_____	_____	_____	合 計		18,996	1,090	17,906	17,800
区分		事業費	財源内容		一般財源のうち Ⅱ地対策事業債 の予定額																																																																													
施設名	事業主 体名		特定財源	一般財源																																																																														
大三島緑の 村運動広場	今治市	17,000	0	17,000	17,000																																																																													
漁船漁具保 全施設	愛媛県漁協 大三島支所	813	444	369	300																																																																													
共同集出荷 施設	愛媛県漁協 大三島支所	1,183	646	537	500																																																																													
製氷冷蔵 施設	愛媛県漁協 大三島支所	1,199	0	1,199	500																																																																													
合 計		20,195	1,090	19,105	18,300																																																																													
区分		事業費	財源内容		一般財源のうち Ⅱ地対策事業債 の予定額																																																																													
施設名	事業主 体名		特定財源	一般財源																																																																														
大三島緑の 村運動広場	今治市	17,000	0	17,000	17,000																																																																													
漁船漁具保 全施設	愛媛県漁協 大三島支所	813	444	369	300																																																																													
共同集出荷 施設	愛媛県漁協 大三島支所	1,183	646	537	500																																																																													
_____	_____	_____	_____	_____	_____																																																																													
合 計		18,996	1,090	17,906	17,800																																																																													

今治市辺地総合整備計画（変更）概要

辺地名	変 更 後	変 更 前																																																								
	総合整備計画書	総合整備計画書																																																								
大下辺地	愛媛県今治市 大下辺地 (辺地の人口 66 人 面積 1.52k m) (参考 辺地の世帯数 44 世帯)	愛媛県今治市 大下辺地 (辺地の人口 66 人 面積 1.52k m) (参考 辺地の世帯数 44 世帯)																																																								
	1 略	1 略																																																								
	2 公共的施設の整備を必要とする事情	2 公共的施設の整備を必要とする事情																																																								
	(中略)	(中略)																																																								
	大下港浮桟橋は、平成 3 年に建設し、島民の唯一の交通手段である定期船舶の係留のために使用している施設である。耐用年数を超えていることもあって、経年劣化が著しく、施設が使用できない場合、柑橘類の出荷や食料品等の移入や、島外の医療機関への通院ができなくなる等、住民生活に大きな支障をきたすことが予想される。 そのため、施設の改修を行なうことで施設の長寿命化を図る。施設が整備されることで、島民のライフライン確保により、柑橘類の安定出荷による所得確保及び医療の早期受診による健康維持等、島民の生活環境の向上が期待される。 大下浄水場浄水施設は、平成 10 年に建設し、海岸井戸を水源としている大下島において、海水に淡水井戸の水をブレンドした後、逆浸透膜による浄水を行っている施設である。更新時期を迎えているが、海水淡水化施設を更新し、従来通り淡水井戸による海水の希釈を行う。更新する際は、淡水井戸の取水量に応じて希釈割合を変動させることで、逆浸透膜への負荷の更なる低減を行い、膜の長寿命化を図ることのできるシステムとする。施設が整備されることで、島民のライフライン確保につながり、生活環境の向上が期待される。	大下港浮桟橋は、平成 3 年に建設し、島民の唯一の交通手段である定期船舶の係留のために使用している施設である。耐用年数を超えていることもあって、経年劣化が著しく、施設が使用できない場合、柑橘類の出荷や食料品等の移入や、島外の医療機関への通院ができなくなる等、住民生活に大きな支障をきたすことが予想される。 そのため、施設の改修を行なうことで施設の長寿命化を図る。施設が整備されることで、島民のライフライン確保により、柑橘類の安定出荷による所得確保及び医療の早期受診による健康維持等、島民の生活環境の向上が期待される。																																																								
	3 公共的施設の整備計画 令和 2 年度から令和 6 年度までの 5 年間 (単位：千円)	3 公共的施設の整備計画 令和 2 年度から令和 6 年度までの 5 年間 (単位：千円)																																																								
	<table><tr><th colspan="2">区分</th><th rowspan="2">事業費</th><th colspan="2">財源内容</th><th rowspan="2">一般財源のうち 辺地対策事業債 の予定額</th></tr><tr><th>施設名</th><th>事業主 体名</th><th>特定財源</th><th>一般財源</th></tr><tr><td>大下港浮桟橋</td><td>今治市</td><td>79,800</td><td>53,200</td><td>26,600</td><td>26,600</td></tr><tr><td>大下浄水場 浄水施設</td><td>今治市</td><td>277,949</td><td>208,435</td><td>69,514</td><td>69,400</td></tr><tr><td colspan="2">合 計</td><td>357,749</td><td>261,635</td><td>96,114</td><td>96,000</td></tr></table>	区分		事業費	財源内容		一般財源のうち 辺地対策事業債 の予定額	施設名	事業主 体名	特定財源	一般財源	大下港浮桟橋	今治市	79,800	53,200	26,600	26,600	大下浄水場 浄水施設	今治市	277,949	208,435	69,514	69,400	合 計		357,749	261,635	96,114	96,000	<table><tr><th colspan="2">区分</th><th rowspan="2">事業費</th><th colspan="2">財源内容</th><th rowspan="2">一般財源のうち 辺地対策事業債 の予定額</th></tr><tr><th>施設名</th><th>事業主 体名</th><th>特定財源</th><th>一般財源</th></tr><tr><td>大下港浮桟橋</td><td>今治市</td><td>79,800</td><td>53,200</td><td>26,600</td><td>26,600</td></tr><tr><td>大下浄水場 浄水施設</td><td>今治市</td><td>144,854</td><td>108,627</td><td>36,227</td><td>36,000</td></tr><tr><td colspan="2">合 計</td><td>224,654</td><td>161,827</td><td>62,827</td><td>62,600</td></tr></table>	区分		事業費	財源内容		一般財源のうち 辺地対策事業債 の予定額	施設名	事業主 体名	特定財源	一般財源	大下港浮桟橋	今治市	79,800	53,200	26,600	26,600	大下浄水場 浄水施設	今治市	144,854	108,627	36,227	36,000	合 計		224,654	161,827	62,827	62,600
区分		事業費	財源内容		一般財源のうち 辺地対策事業債 の予定額																																																					
施設名	事業主 体名		特定財源	一般財源																																																						
大下港浮桟橋	今治市	79,800	53,200	26,600	26,600																																																					
大下浄水場 浄水施設	今治市	277,949	208,435	69,514	69,400																																																					
合 計		357,749	261,635	96,114	96,000																																																					
区分		事業費	財源内容		一般財源のうち 辺地対策事業債 の予定額																																																					
施設名	事業主 体名		特定財源	一般財源																																																						
大下港浮桟橋	今治市	79,800	53,200	26,600	26,600																																																					
大下浄水場 浄水施設	今治市	144,854	108,627	36,227	36,000																																																					
合 計		224,654	161,827	62,827	62,600																																																					

市営土地改良事業の施行について（延喜地区）

市営土地改良事業を次のとおり施行することについて、土地改良法（昭和24年法律第195号）第96条の2第2項の規定により、議会の議決を求める。

令和3年6月10日提出

今治市長 徳 永 繁 樹

記

- | | | |
|---|-----------|-------------|
| 1 | 土地改良事業の種類 | 県単独補助土地改良事業 |
| 2 | 工事施行地区 | 延喜地区 |
| 3 | 施行年度 | 令和3年度～令和4年度 |
| 4 | 工 種 | かんがい排水 |
| 5 | 概算事業費 | 15,000,000円 |
| 6 | 施行方法 | 請負施行 |

「参 考」

県单独補助土地改良事業（延喜地区）

工事概要

水路工 L = 130m

「参 照」

土地改良法（抜すい）

（土地改良事業の開始）

第96条の2 市町村は、土地改良事業計画を定めて土地改良事業を行うことができる。

2 前項の規定により土地改良事業計画を定めるには、市町村は、あらかじめ、当該市町村の議会の議決を経て、土地改良事業の計画の概要（2以上の土地改良事業を併せて施行する場合には、その各土地改良事業に係る計画の概要及び農林水産省令で定めるときにあつては全体構成）を定め、その計画の概要（全体構成を定める場合にあつては、その全体構成を含む。）その他必要な事項を公告して、その事業の施行に係る地域内にある土地につき第3条に規定する資格を有する者の3分の2（2以上の土地改良事業を併せて施行する場合には、その各土地改良事業につき、その施行に係る地域内にある土地につき同条に規定する資格を有する者の3分の2）以上の同意を得、かつ、当該土地改良事業の施行に係る地域の全部又は一部をその地区の全部又は一部とする土地改良区があるときは、その土地改良区の同意をも得なければならない。

市道の認定について

道路法（昭和27年法律第180号）第8条の規定により、次の路線を市道に認定する。

令和3年6月10日提出

今治市長 徳永繁樹

記

整理番号	路線名	起 点	重要な経過地
		終 点	
1-254	大新開住宅6号線	今治市郷桜井四丁目	
		今治市郷桜井四丁目	
1-255	大新開住宅7号線	今治市郷桜井四丁目	
		今治市郷桜井四丁目	
1-256	大新開住宅8号線	今治市郷桜井四丁目	
		今治市郷桜井四丁目	
1-257	大新開住宅9号線	今治市郷桜井四丁目	
		今治市郷桜井四丁目	
1-258	大新開住宅10号線	今治市郷桜井四丁目	
		今治市郷桜井四丁目	
2-548	東鳥生18号線	今治市東鳥生四丁目	
		今治市東鳥生四丁目	
2-549	高下川12号線	今治市南高下町三丁目	
		今治市南高下町三丁目	

3-514	カシヤ熊7号線	今治市野間	
		今治市野間	
3-515	馬越常盤町1号線	今治市馬越町一丁目	
		今治市馬越町一丁目	
3-516	馬越常盤町2号線	今治市常盤町八丁目	
		今治市常盤町八丁目	
3-517	本局2号線	今治市南大門町四丁目	
		今治市南大門町四丁目	
3-518	常盤町稲干線	今治市常盤町六丁目	
		今治市常盤町六丁目	
3-519	石佛竹ノ下1号線	今治市山路町一丁目	
		今治市山路町一丁目	
8-338	弥六1号線	今治市大西町九王	
		今治市大西町九王	
8-339	脇裾5号線	今治市大西町宮脇	
		今治市大西町宮脇	

「参 照」

道 路 法 （抜すい）

（市町村道の意義及びその路線の認定）

第8条 第3条第4号の市町村道とは、市町村の区域内に存する道路で、市町村長がその路線を認定したものをいう。

2 市町村長が前項の規定により路線を認定しようとする場合には、あらかじめ当該市町村の議会の議決を経なければならない。

「参 考」

市道認定路線一覧表

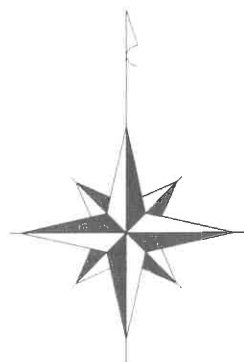
整理番号 (図面対照番号)	路 線 名	起 点	敷地の幅員		延長
		終 点	現況	計画	
1-254	大新開住宅 6 号線	今治市郷桜井四丁目甲583番 6 先	m 6.0	m	m 76.0
		今治市郷桜井四丁目甲583番11先			
1-255	大新開住宅 7 号線	今治市郷桜井四丁目甲585番 2 先	6.0 ～8.2		67.3
		今治市郷桜井四丁目甲585番14先			
1-256	大新開住宅 8 号線	今治市郷桜井四丁目甲585番15先	6.0		58.5
		今治市郷桜井四丁目甲585番10先			
1-257	大新開住宅 9 号線	今治市郷桜井四丁目甲585番22先	4.7		100.2
		今治市郷桜井四丁目甲585番17先			
1-258	大新開住宅10号線	今治市郷桜井四丁目甲585番21先	4.7		42.2
		今治市郷桜井四丁目甲585番19先			
2-548	東鳥生18号線	今治市東鳥生四丁目1695番 6 先		6.0 ～6.2	208.4
		今治市東鳥生四丁目1706番 1 先			
2-549	高下川12号線	今治市南高下町三丁目598番 1 先	4.2		67.4
		今治市南高下町三丁目598番 9 先			
3-514	カシヤ熊 7 号線	今治市野間甲62番 1 先		5.0 ～6.0	157.4
		今治市野間甲65番 1 先			
3-515	馬越常盤町 1 号線	今治市馬越町一丁目甲73番12先	4.7		30.9
		今治市馬越町一丁目甲73番10先			
3-516	馬越常盤町 2 号線	今治市常盤町八丁目甲14番 1 先	5.0		26.9
		今治市常盤町八丁目甲14番 1 先			
3-517	本局 2 号線	今治市南大門町四丁目 6 番22先	4.5		29.3
		今治市南大門町四丁目 6 番23先			

3-518	常盤町稲干線	今治市常盤町六丁目甲190番 1 先	4. 0		66. 2
		今治市常盤町六丁目甲191番 9 先			
3-519	石佛竹ノ下 1 号線	今治市山路町一丁目491番18先	6. 0		44. 1
		今治市山路町一丁目491番16先			
8-338	弥六 1 号線	今治市大西町九王甲2233番 8 先	5. 0		71. 1
		今治市大西町九王甲2233番 5 先			
8-339	脇裾 5 号線	今治市大西町宮脇甲13番 2 先	4. 0 ~ 6. 5		42. 5
		今治市大西町宮脇甲13番 6 先			

【 参 考 】

市道認定路線箇所

縮尺 1 : 10000



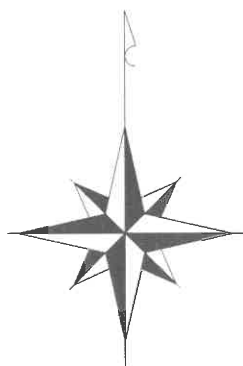
— 認定路線
○ 起点
→ 終点



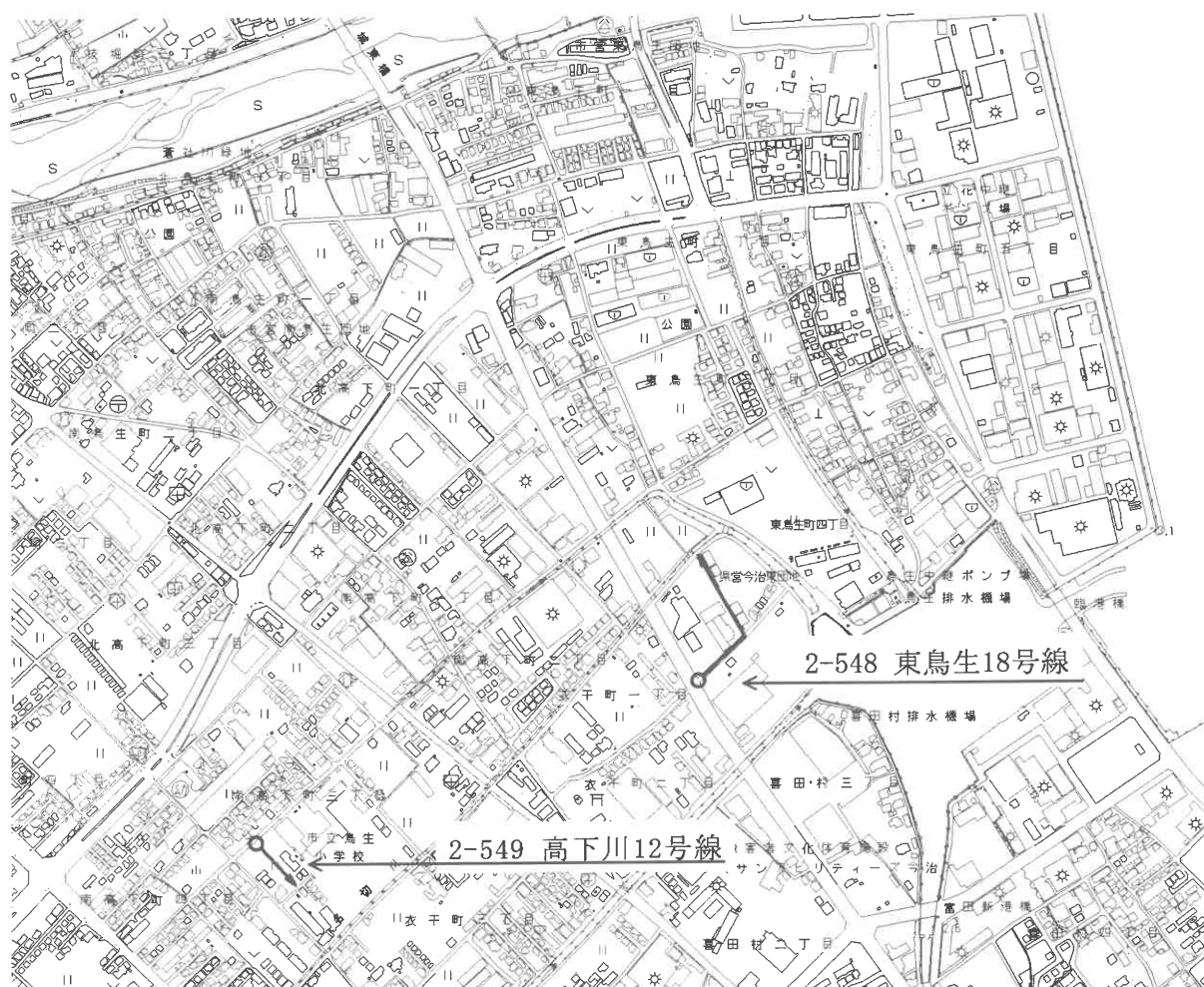
【 参 考 】

市道認定路線箇所

縮尺 1 : 10000



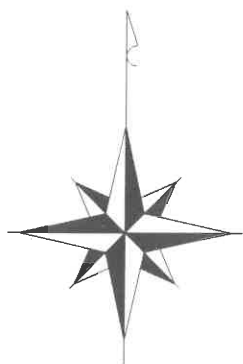
— 認定路線
○ 起点
→ 終点



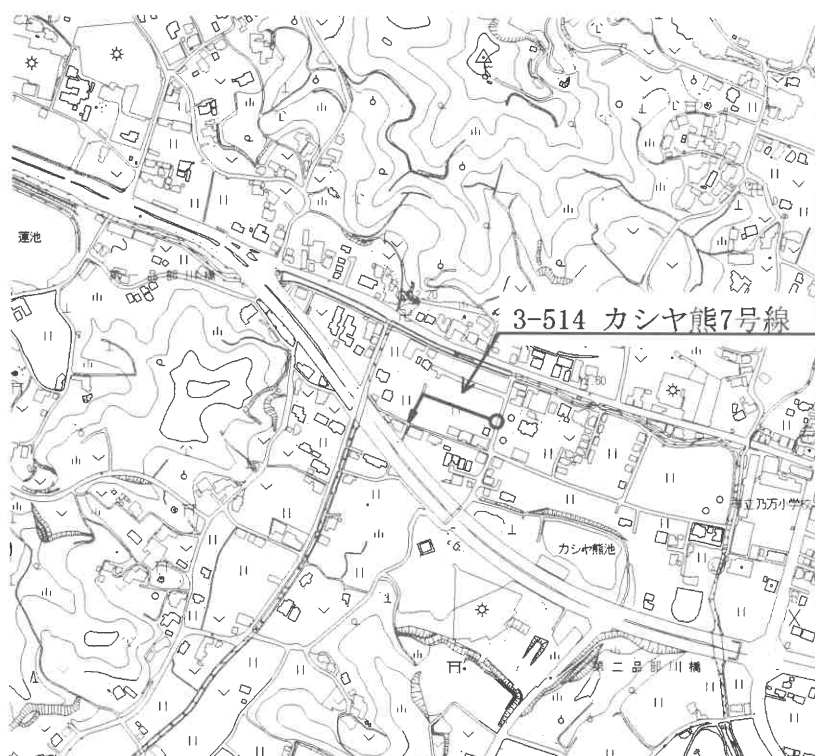
【 参 考 】

市道認定路線箇所

縮尺 1 : 10000



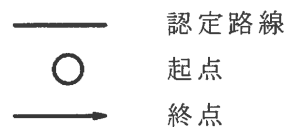
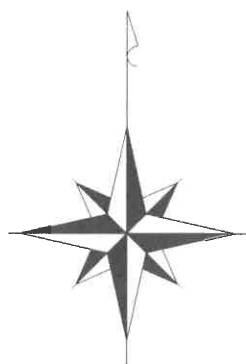
— 認定路線
○ 起点
→ 終点



【参考】

市道認定路線箇所

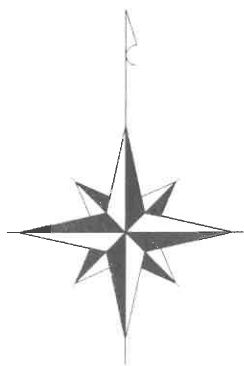
縮尺 1 : 10000



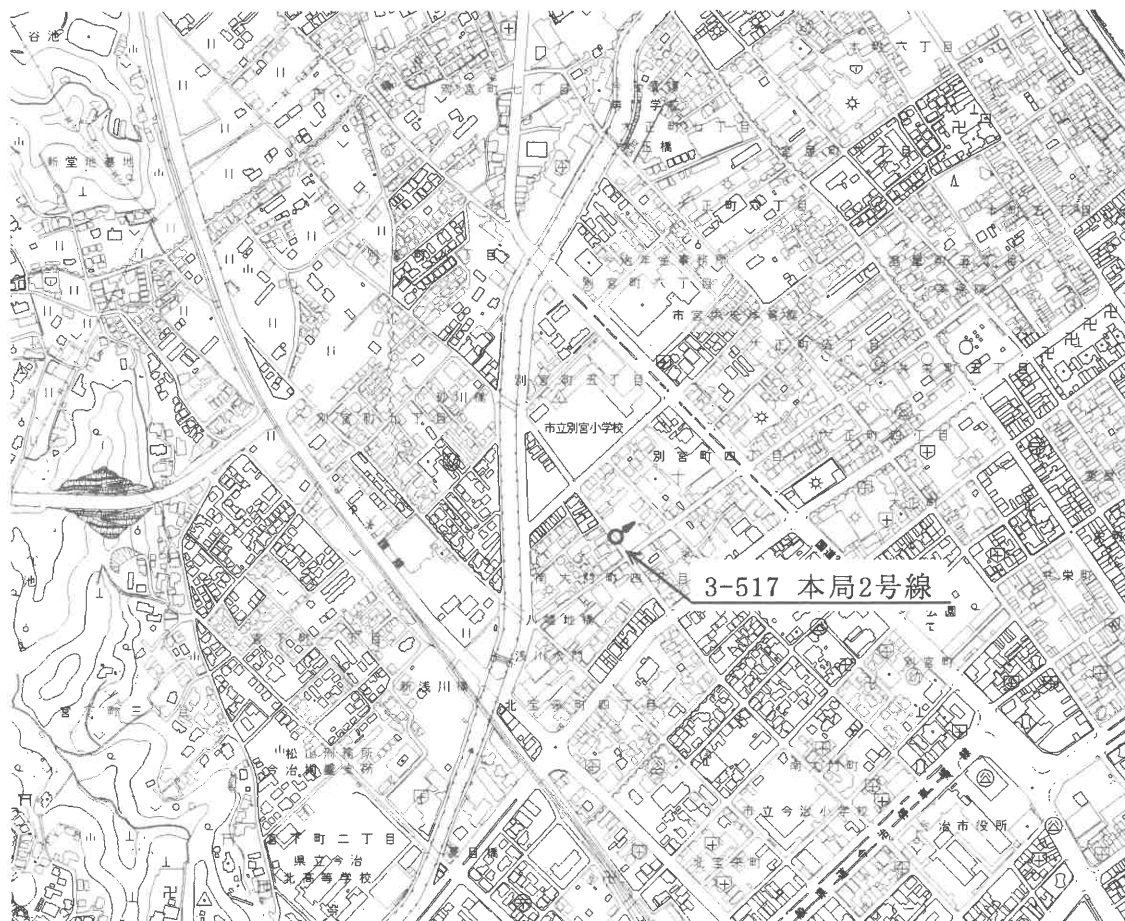
【 参 考 】

市道認定路線箇所

縮尺 1 : 10000



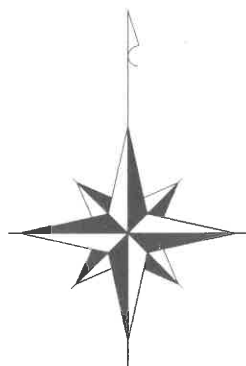
—— 認定路線
○ 起点
——> 終点



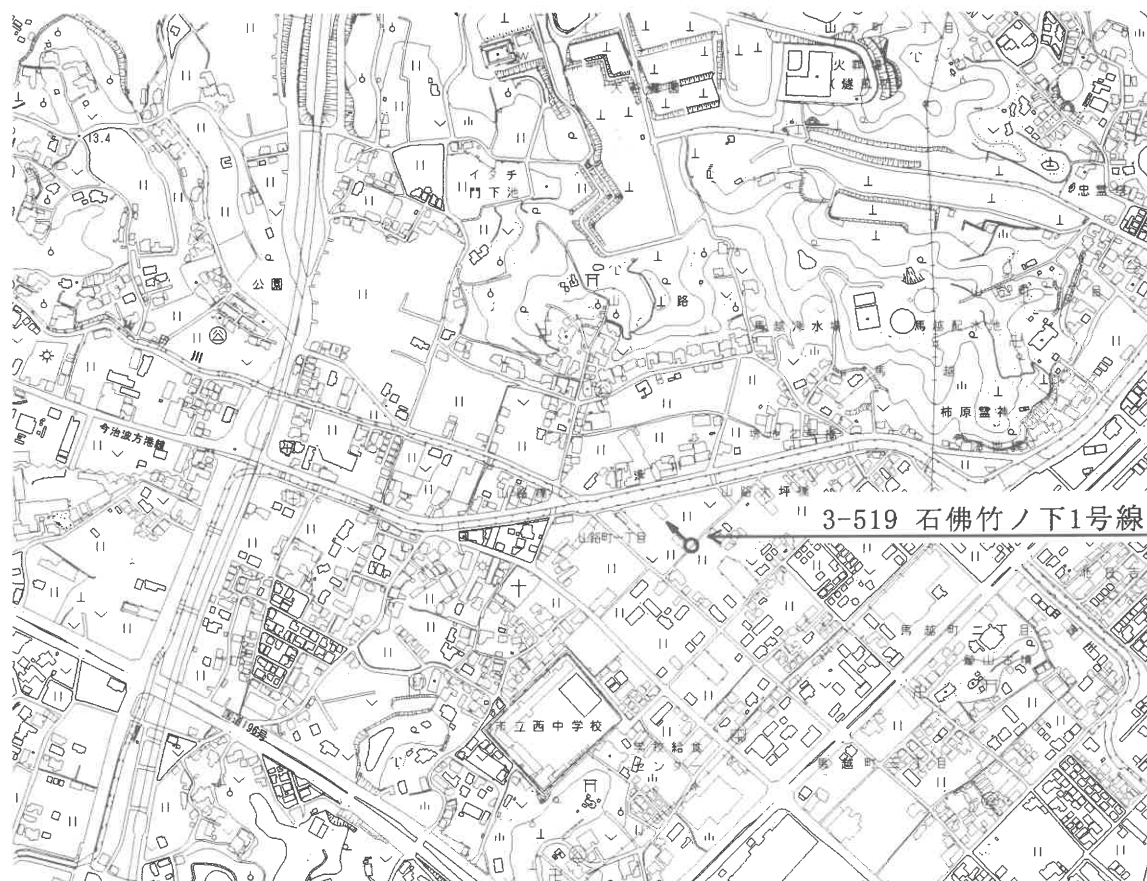
【 参 考 】

市道認定路線箇所

縮尺 1 : 10000



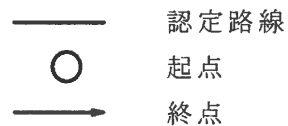
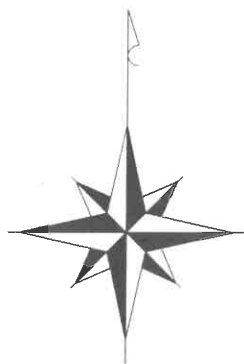
— 認定路線
○ 起点
→ 終点



【参 考】

市道認定路線箇所

縮尺 1 : 10000



公有水面埋立てについて（大三島地区造船振興土地造成）

公有水面埋立法（大正10年法律第57号）第3条第1項の規定により、異議ない旨の意見を述べることにつき、同条第4項の規定に基づき議会の議決を求める。

令和3年6月10日提出

今治市長 徳 永 繁 樹

記

1 出願人

今治市

2 埋立区域

(1) 位 置 今治市大三島町浦戸1528番から同1511番3までの地先公有水面

(2) 面 積 2,637.47平方メートル

3 埋立てに関する工事の施行区域

(1) 位 置 今治市大三島町浦戸1528番から同1508番前面堤までの地先公有水面及び陸域

(2) 面 積 28,568.99平方メートル

4 埋立地の用途

輸送用機械器具製造業用地

5 工事期間

18月

「参 照」

公 有 水 面 埋 立 法 （抜すい）

（書面等の縦覧及び意見の聴取）

- 第3条 都道府県知事ハ埋立ノ免許ノ出願アリタルトキハ遅滞ナク其ノ事件ノ要領ヲ告示スルトモニ前条第2項各号ニ掲グル事項ヲ記載シタル書面及関係図書ヲ其ノ告示ノ日ヨリ起算シ3週間公衆ノ縦覧ニ供シ且期限ヲ定メテ地元市町村長ノ意見ヲ徴スベシ但シ其ノ出願ガ却下セラレベキモノナルトキハ此ノ限ニ在ラズ
- 4 市町村長第1項ノ規定ニ依リ意見ヲ述ベムトスルトキハ議会ノ議決ヲ経ルコトヲ要ス

「参考」

公有水面埋立箇所図

凡 例



埋立区域



埋立てに関する工事の施行区域

縮 尺 1 : 2 5 0 0

